

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 原田 孝司

1 日 時

平成30年3月26日（月） 午前10時01分から
午後 3時37分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

原田孝司、衛藤博昭、土居昌弘、末宗秀雄、後藤慎太郎、守永信幸

4 欠席した委員の氏名

荒金信生

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第3号議案、第4号議案、第13号議案及び第27号議案から第38号議案までについては、可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。

継続請願24及び継続請願29については、継続審査とすることを、いずれも全会一致をもって決定した。

(2) 第16号議案、第18号議案及び第22号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。

(3) 大分県医療計画（第7次）について、「安心・活力・発展プラン2015」目標指標の見直しについて及び県立病院精神医療センター（仮称）の建設工事についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課議事調整班 副主幹 秋本昇二郎
政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成30年3月26日（月）10：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 病院局関係

10：00～10：45

(1) 合い議案件の審査

第 18号議案 大分県職員定数条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 13号議案 平成30年度大分県病院事業会計予算

第 38号議案 権利の放棄について

(3) 諸般の報告

① 県立病院精神医療センター（仮称）の建設工事について

② 県立病院大規模改修工事の進捗状況について

(4) その他

3 生活環境部関係

10：45～12：00

(1) 合い議案件の審査

第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 36号議案 青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について

第 37号議案 旅館業法施行条例の一部改正について

(3) 諸般の報告

① 「安心・活力・発展プラン2015」目標指標の見直しについて

② 第5次大分県食品安全行動計画について

(4) その他

4 福祉保健部関係

13：00～16：00

(1) 合い議案件の審査

第 16号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 27号議案 大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正について

第 28号議案 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について

- 第 29号議案 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 第 30号議案 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 第 31号議案 指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の廃止について
- 第 32号議案 大分県安心こども基金条例の一部改正について
- 第 33号議案 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 第 34号議案 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 第 35号議案 大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 3号議案 平成30年度大分県国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4号議案 平成30年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 継続請願 24 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について
- 継続請願 29 公的年金制度の改善についての意見書の提出について

(3) 諸般の報告

- ①大分県医療計画（第7次）について
- ②公立大学法人大分県立看護科学大学の中期計画について
- ③第二次生涯健康県おおいた21について
- ④大分県歯科口腔保健計画について
- ⑤大分県がん対策推進計画（第3期）について
- ⑥大分県医療費適正化計画（第3期）について
- ⑦おおいた高齢者いきいきプランについて
- ⑧大分県障がい福祉計画（第5期）・障がい児福祉計画（第1期）について
- ⑨いのち支える大分県自殺対策計画について
- ⑩大分県アルコール健康障がい対策推進計画について

(4) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

原田委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

なお、本日は、荒金委員が欠席しております。また、本日は、委員外議員として小嶋議員に出席いただいております。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、前回、継続審査となりました継続請願2件及び今回付託を受けました議案13件並びに総務企画委員会から合い議のありました議案3件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより、病院局関係の審査を行います。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました、第18号議案大分県職員定数条例の一部改正についてのうち、病院局関係部分について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 それでは、合い議案件第18号議案大分県職員定数条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書は209ページですが、説明資料の1ページで御説明します。

大分県職員定数条例は、地方自治法の規定に基づき、一般職に属する常勤の職員の定数について、上限などの必要な事項を定めているものでございます。

この議案は総務企画委員会に付託されておりますが、病院局の職員定数を改正するものでありますので、本委員会に合い議されております。

まず、1の改正理由ですが、病院局における職員定数について、平成32年度の県立病院精神医療センター（仮称）開設に伴い、職員を増員するために改正するものでございます。

改正後の定数は、2の改正内容の表にありま

すとおり、上から3行目になりますが、病院局において現行665人から43人を増員し、708人としております。

増員する人員の具体的な内訳については、3の職種別の必要人員及び採用計画の表に記載のとおりでございます。なお、精神医療センター新設に伴い、計45人の増員を見込んでいるところですが、医師については、現在、大分県立病院の精神科部門に既に2人の医師がいますので、今回、改正により増員しようとする人数は43人としております。

また、43人の採用については、平成31年度に15人、平成32年度以降に28人と、精神医療センターの開設に係る準備や開設後の稼働率等、状況に応じた段階的な採用を計画しております。

最後に、4の施行期日ですが、本年4月1日を予定しております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 今定数条例での条例上の人員が665人の現行から改正案708人ということなんですけれども、今実人員はこの定数いっぱいおられるんでしょうか。その辺ちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。

塩月総務経営課長 職種によって欠員、過員等いろいろございまして、現行の正規職員の数が668人でございます。

守永委員 実際、定数のぎりぎりまで運用されているという状況なんですけれども、今、病院の職場を見たときに、かなり長時間にわたる勤務があるんじゃないかと。それぞれの昼間、準夜、夜勤の引継ぎも含めた中での超勤が出てしまっているのかなと感じるところがあるんですけれども、この定数で人員配置をする中で、実際人員が足りていないという状況がもしあるのであれば、新たにこの精神医療センターの開設以前に定数そのものを議論する必要があるんじゃないかという気もするんですが、その辺の議論と

というのは、この議論とあわせて何かされた経緯があれば教えてください。

塩月総務経営課長 まず1点、訂正でございます。さきほどの668人の中には、熊本市民病院から派遣の職員も入っておりますので、定数を超えた形になっているということで御了解いただきたいと思います。

それから、今回採用計画を立てまして定数増をお願いしておりますけれども、この中には精神医療センターの新設だけではなく、全体の業務量の増も考慮した上での人員になっておりますので、そういう形で定数の議論をしてきたところでございます。

守永委員 今の説明の解釈としては、例えば、薬剤師のこの2人というのが精神医療センターのための2人というんじゃなくて、一般管理部門、いわゆる県病本体の部分の薬剤部門全体を見た中で、精神医療センターも絡めて見たときに2人増員が必要だというふうに考えていいんですかね。そういったときに、看護師については25人が多分精神医療センターに配置されるということになると思うんですけれども、そういった中で、特に看護部門で長時間勤務が何となく感じる部分がありますので、どういうふうに運営をしていくのかということも含めて、次の議論もお願いをしておきたいと思いますが、何かコメントありますか。

塩月総務経営課長 委員御指摘のとおり、看護部門については、基本的に新たな病棟に配置する人数でございます。ただ、こういった部分も柔軟な他の病棟との連携とか、そういったことも検討しながら、また全体の職員の配置計画とか、それから業務の負担軽減、そういったことも考えた上で引き続き定数の議論をしていきたいと思っております。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 少し補足させていただきます。職員の定数の考え方については、今回は基本的には精神医療センターでどのくらい必要だということで、確かに、ある部門においては一人役部分のものが生まれない部分があります。ただ、本体部分におきましては臨時職員、嘱託職員を使っている部分が

ありますので、その分も全部考えて全体の数字を今回出させていただきました。基本的には精神医療センターがこれだけの業務量が必要であるということがベースになっております。それから、看護部門の勤務時間につきましては、病院の病棟等の配置人数が診療報酬等で計算されますので、そういったものまできちっと計算し、1か月の夜勤時間が72時間を超えないような配置ということを計算しながら配置しております。ただ、産育休等で人が足りなくなるということは常々申し上げていきますし、毎年起こることでもありますので、そういう部分に対しては定数部分の中で産育休部分を膨らませたり臨時職で対応するようにやっております。これは毎年検討してっております。

末宗委員 関連なんだけど、668人、やむを得ないという意味はよく分かるんだけど、一般の者は665人と言ったら665人の中に入ると普通は思うよね。だから、その3人を雇う根拠は当然あるだろうから、そこら辺りはどこから出てきているのかと。それと、精神病棟は何床今度は作るのかだけ教えていただきたい。

塩月総務経営課長 まず、市民病院の分ですが、派遣になっております。（「いや、根拠根拠、条例上の」と言う者あり）自治法派遣になっております。

原田委員長 どうしてなのかという説明だと思っております。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 熊本地震で被災した市民病院が病院体制ができない。新たに造り直す間に、その職員を研修なりさせるという、いわゆる働く場所がないので、九州各県に派遣しております。それを大分県立病院が受け入れたという経緯の中でやっておりますので、これが定数とは直接関係ない中で人数がオーバーしていることになります。

精神医療センターの予定病床数は36床でございます。

末宗委員 理屈は分かるんよ、やむを得んということは。やむを得んことは分かるんだけど、その根拠がね、さっき665人が668人と言うから、一般の者はそれが全く分からんよね。

根拠があるはずなんよ、そこの雇う理由の根拠が、それだけ聞きたいんだけどね。

原田委員長 ちょっと整理しますけど、その熊本の3名の方は、給与はどちらから出ているんですか。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 私どもの病院で働いていただくということで、県立病院が負担するというので協定を結んでおります。定数で申し上げたときには、言われるように、665人の定数の中で、さらに県立病院には臨時職員、嘱託職員がございまして、その熊本から派遣された、これは自治法派遣、自治法の中で決められた派遣方法での派遣で受け入れているんですが、いわゆるその状況については臨時で雇っている部分を落として必要な人数を計算して、さきほど申しましたように、産育休等で職員が足りなくなれば臨時の職員、嘱託の職員でカバーしていくという流れがございまして、そういった人の配置の仕方です。

長野総務経営課総務企画監 さっき言った熊本から来ている人はいるんですけど、それは定数の外なので、さっき668人と言ったんですけど、665人なんです。さっきそれは間違えました。665人のうち、今実人員3月1日現在で45人の育休等がおりますので、そういう方たちは臨時や嘱託とかで、そういう人を雇って足りるようにしていると、そういう工夫をさせていただいているというのが実態でございまして。

原田委員長 さきほどの答弁は、定数はあくまでも665人ということで確認よろしいですね。

ほかに御質問、御意見ありますか。

土居委員 定数の件ではございませんが、ドクターの確保の件です。大分大学と今協議をされたと思うんですが、どういう状況なのかをお聞かせください。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 定数で今8名ということで大学と協議を進めていただいております。具体的には、新しく来ていただけるドクターが決まりつつあります。ただし、8名について開設当初から大学側が対応できるかどうかはまだ不明なところがございます。最低でも今5名の確保を目指してスタートで、

5名では非常に医師の加重が高くなりますので、あくまでも8名を目指して大学側と今お話をさせていただいているところでございます。

衛藤副委員長 3番の採用計画の関係で、31年度から段階的に32年度の開設にあわせてということで、31年度に15名を採用されて、この31年度中から15人で開設準備ということで、仮に32年度のいつ開設なのか分からないんですけど、32年度末だとしたら、この31年に取られた方は2年ぐらい準備をするわけですね。2年もかけて何の準備をするのかわかって、その具体的な準備の内容をちょっと教えていただけませんか。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 ただいま開設の状況を32年とするというスケジュールを立てております。これは31年度末までに本体の建物を完成させる計画の中で32年度中ということに考えております。建物ができた後に、今度内装といいますか、機械を入れたりいろんな配置をしていくということで、一定程度の期間が必要ということで、その期間がまだ明確に出ておりませんので、32年度中ということで考えております。ただし、それが32年度末ということではなくて、中間ぐらいのところで、4か月から5か月、建物ができて、その準備が必要だという考え方でおります。31年度に15名を採用して、まず研修に、県外に行く職員と、それから県内で研修するという振り分けをしながら精神科に対応する職員を育成していくという計画でございまして。

井上病院長 付け加えさせていただきます。31年度にどんなことをするのかということなんですけれども、研修で、病院の外で研修、一定程度の医療施設、病院になると思うんですけど、そういうところで実際に働きながらする分と、それから院内の本院の部分で、例えば、救命センターで研修をする。それは勤務でございまして、そういう勤務の中から一般の本院の診療を十分に経験させるということで、連携がうまくいくと、精神医療センターができたときに、身体合併症等の患者さんは扱えますので、ある一定程度の精神疾患の状態によっては一般病棟

で診る。そして、ある一定の精神疾患の状態によっては県立の精神医療センターで診るという連携をしないといけません。そのためには両方経験させるということが必要ですので、実際は勤務をさせる。例えば、医師に関しても、実際に精神科の外来はありますので、その中で準備とともに外来診療もしていただくという形で考えております。

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

まず、第13号議案平成30年度大分県病院事業会計予算について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 それでは、第13号議案平成30年度大分県病院事業会計予算の付託案件につきまして、御説明いたします。

さきの予算特別委員会での説明と重複しておりますので、ポイントを絞って説明させていただきます。

資料につきましては、予算特別委員会でもお示ししました平成30年度病院局予算概要をお願いいたします。

それでは資料の1ページをお開き願います。

まず初めに、参考として、平成30年度の一般会計予算のうち、福祉保健部予算の中の病院局関係につきまして御説明いたします。

表の左にあります事業名欄の県立病院対策事業費は11億2,416万3千円でございます。これは、一番右の事業概要欄にありますとおり、県立病院が行います政策医療の不採算部門の運営や企業債の償還金などについて、地方公営企業法に基づいて一般会計から支出される病院事

業会計負担金や基金積立金でございます。

なお、平成30年度の病院事業会計負担金につきましては、平成29年度の当初予算額と比較して、ページ右下にありますように3,310万3千円の減額、前年比97.1%となっております。

以上で、一般会計予算のうち病院局関係分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成30年度大分県病院事業会計予算につきまして、御説明いたします。

議案書は79ページになりますが、本予算につきましても、引き続き、この予算概要で説明させていただきます。

2ページをお開き願います。

平成30年度予算と平成29年度予算との比較でございます。

まず、上の表の収益的収支予算について御説明いたします。

表の1番上、病院事業収益につきましては、165億700万円を計上しております。一方、その下の病院事業費用でございますが、161億7,600万円を計上しております。これにより、平成30年度予算の単年度損益は3億3,100万円の黒字を見込んでおります。

次に、下の表の資本的収支予算については、表の左から3列目、平成30年度当初予算欄にありますとおり、資本的収入19億1,400万円、資本的支出28億1,700万円を計上しております。

なお、3ページ以降に病院事業会計予算の内訳について記載しておりますが、先般の予算特別委員会で御説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上で、一般会計予算の病院局関係分及び病院事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決す

ることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第38号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

波多野医事・相談課長 それでは、第38号議案権利の放棄についての付託案件につきまして、御説明いたします。

議案書は313ページとなりますが、本日はお配りした福祉保健生活環境委員会資料により御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

この議案は、大分県立病院の医業未収金に係る債権のうち回収が不能なものについて、権利放棄の議決をお願いするものでございます。

1の医業未収金の消滅時効に伴う不納欠損処分にありますように、未収金は平成17年11月の最高裁判決により民法上の私債権となり、債務者からの時効の援用がなければ不納欠損処分できない債権となったところです。

県立病院では、消滅時効の3年が経過した未収金であっても時効の援用がない未収金については継続しての回収に努めておりますが、行方不明等で事実上回収不可能な債権があることから、2の債権放棄の院内基準にありますように、処理基準を定め、回収困難な債権の洗い出しを行った上で、昨年度は、122万1,990円の権利放棄をお願いしたところでございます。

3の今回放棄する権利であります。行方不明と自己破産者を合わせて225件、126名分、876万5,927円でございます。

4の未収金回収の取組であります。毎週1回夜間に電話による督促や文書による催告を行い、また、嘱託職員による平日の訪問徴収に加え、月3回の休日訪問徴収も継続的に行っております。

昨年度から未収金担当者の専任化を図り、これまで新規発生した未収金案件を中心に定例化していた訪問徴収に、過年度未収金案件の訪問徴収や住所調査も行うようにし、平成29年8月末の未収金回収額は約2,051万円であり、

平成28年8月末と比較して約938万6千円と回収額は上がっております。

また、平成25年10月から未収金発生後1年を経過した未収金で徴収が困難なものについて、弁護士法人に回収業務を委託しております。

引き続き、未収金の発生防止と早期回収等に努めてまいります。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

衛藤副委員長 件数と人数が違うというのは、どういうケースが想定されて、どういうケースがあるのでしょうか。3の例えば、行方不明者の場合だと、210件、122名という形であるんですけども。

波多野医事・相談課長 例えば、複数で外来、入院とかした場合には、1の方が外来のときでも未収金、入院しても未収金ということでございます。1人の方で、未収金が年度を越えて数件ある方もありますので、そういった方で人数と件数が違ってくるといってございます。

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①と②の報告を一括してお願いします。

財前会計管理課長 それでは、諸般の報告①の精神医療センター（仮称）建設工事について御説明させていただきます。

福祉保健生活環境委員会資料の3ページを御覧ください。

まず、1の施設概要でございますが、鉄筋コンクリート造2階建て、1階には外来、2階には病棟を配置し、延床面積2,994㎡のセンターを計画しています。

なお、病床数は36床、全体事業費は医療機器等の整備を含みまして、約23億円を見込んで

でいるところでございます。

次に、2の建設スケジュール（予定）でござります。表のとおり実施設計及び用地取得・造成工事ともに年度内に完了いたします。

その下、排水処理施設新築他工事は、繰越し見込みとして、先般3月6日の常任委員会で報告させていただいた案件でございます。

既存施設が建設予定地内にあるため、新築及び既存を撤去する付帯工事ですが、契約締結については年度内、今年9月までの完了を予定しております。

次の本体工事及び外構工事については、今年10月から着工し、31年度末の竣工を予定しています。入札公告は6月、契約議案の提出は平成30年第3回定例県議会を予定しています。

なお、工事費等は予算額を記載しており、建設工事の発注業務等は土木建築部施設整備課へ委託しているところでございます。

32年度中のセンター開設に向け、来年度からスタッフ・運営体制の整備に本格的に着手するなど、今後、開設準備を着実に進めてまいります。

引き続きまして、諸般の報告②の大規模改修工事の進捗状況について御説明させていただきます。

福祉保健生活環境委員会資料の4ページを御覧ください。

県立病院では、1の改修計画のとおり、設備等の老朽化により、平成27年度から大規模改修工事を実施しております。

その下、2の改修スケジュール（予定）ですが、現在、1期工事の最終段階を迎えたところでもあります。

左側に記載した1期工事に係る現契約額は15億8,760万でございますが、最終的に1,820万3千円の増額を見込んでおります。増額理由は、病棟の一般個室5室を空気清浄度を保持するために高性能（HEPA）フィルター付きエアコン等を配備した無菌治療室への変更でございます。なお、無菌治療室では白血病等の患者を受け入れております。

左下の建物図に、1期工事の改修エリアを丸

番号で表示していますが、黄色でマーカーした⑩の外壁及び⑪の4階西病棟を現在改修中であり、外壁は来月の4月まで、また、4階西病棟は6月までの完了を予定しております。

次に、2期工事は右側に記載していますが、本体工事については、1期と同じ施工者である株式会社佐伯建設との契約議案を本議会へ土木建築部から提出しているところでございます。

また、エレベーター改修及び監理委託については、30年度に本体工事と別に発注する予定でございます。

右下の建物図ですが、30年度は①から④までの9階から6階までの東病棟、⑤の2階検査室、中央材料室及び外来、⑥のエレベーターについて、順次施工していくスケジュールとなっています。

病院運営を行いながら、また長期間の改修であることから、利用者や経営への影響を最小限とするとともに、引き続き工事の安全確保と円滑な施工を図ってまいります。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

末宗委員 改修工事について、佐伯建設なんだけど、電気設備はどうなっているの。

財前会計管理課長 指揮命令を一元化するというところで、電気工事は一緒にやっております。

小嶋委員外議員 精神医療センターで本格稼働するときの受付というのは、本館で受け付けてということではなく、直接精神医療センターに赴いてということになるのでしょうか。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 センターの方に、いわゆる外来の受付機能は持たずに、本館の受付となります。ただし、救急患者は救急の入り口というのが別に設けられて、そこから入ってくるという形をとっております。

小嶋委員外議員 平日はそうだろうと思うんですけど、土曜日、日曜日、祝日、要するに一般的には休日のときとかは、もう直接でもなく、やっぱり受付はないんでしょう、急患の場合ですけど。受付というか、その急患の場合は言われたような形よろしいということですか。

羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長 通

常の外来の受付という意味と、それから救急での受付というのは別と考えていただいて、土日、祝日については救急のところで受け付けるということに。

土居委員 精神医療センター、病床36床ですけど、8割稼働させるということでもよかったですか。それと、指定医はどのようにするのか。

井上病院長 8名まで医師が増員できればフル稼働ということは見えてくるんですが、まだ8名確保というのを確約していただけないところがございまして、獲得医師数に応じてなんですけど。今のところは5名は最低とっていますので、その時点では6割から7割の稼働ということからスタートということになるのかなという、今のところはイメージを持っております。

それから、精神指定医に関しては、いろんな意味で3名はそろえないとうまくいかないと思っていますので、今のところ3名何とかかなるんじゃないかということまでは見えてきているところです。それ以上はちょっとまだはっきりと申し上げられない状態でございます。

原田委員長 私も1点、さっき財前課長から、建設基準のところで、29年度分のところが、何かニュアンス的にまだ終わっていないものがあるのかなと感じたんですけど、何か遅れているものというのがあるのでしょうか。

財前会計管理課長 大規模改修……。

原田委員長 違います。ごめんなさい、精神医療センターの分です。実施設計、用地取得、造成工事のところで、29年度分がちょっとニュアンス的にまだ終わっていないのかなと思ったものですから、3ページの分です。

財前会計管理課長 実施設計、用地取得、造成工事については年度末に完了します。

原田委員長 ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で予定の案件は終わりましたが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これをもって病院局関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔原田委員長挨拶〕

〔田代病院局長挨拶〕

原田委員長 ありがとうございました。

せっかくですので、今年度末で御勇退される羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長から、一言御挨拶をいただきたいと思います。

〔羽田野病院局次長兼大分県立病院事務局長挨拶〕

原田委員長 ありがとうございました。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

原田委員長 これより、生活環境部関係の審査を行います。

なお、本日は荒金委員が欠席しております。

また、本日は委員外議員として小嶋議員に出席いただいております。

初めに、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

藤本生活環境企画課長 議案書の215ページ、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

今回改正する内容については、生活環境部関係は8件でございます。

資料の左側にありますが、国の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令、いわゆる標準令が改正されたため、その標準令に準じて改正したものが5件です。

自動車リサイクル業関係などの事務について、手数料の増額や減額を行っております。

次に資料の右側にありますが、法令の改正等による新設、廃止については実費補填を原則と

し、他県の状況も参考に改正したものが3件です。

一つ目の土壌汚染対策法関係ですが、法改正により、汚染土壌処理業の承継規定が整備されたことから、申請手数料を新設しております。

二つ目の廃棄物処理法関係ですが、法改正により一体的な経営を行う等の要件に適合した親子会社間の産業廃棄物処理に係る認定規定が整備されたことから、申請手数料を新設しております。

三つ目の衛生関係ですが、衛生環境研究センターにおいて、平成30年度からダイオキシン類検査を民間委託することから検査区分を廃止しております。

施行日は平成30年4月1日ですが、危険物規制、消防設備士関係事務のみ5月1日としております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終わります。なお、採決は福祉保健部の審査の際に一括して行います。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査に入ります。

第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 それでは、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、生活環境部関係について御説明します。

本日の委員会では、先日の予算特別委員会の際に説明した事業以外の主な事業について各課室長から順次簡潔に説明させていただきますので、よろしくお祈いします。

お手元に配付しています平成30年度生活環境部予算概要をお祈いします。

藤本生活環境企画課長 それでは、生活環境企画課の主な事業につきまして御説明します。

平成30年度生活環境部予算概要の9ページをお祈いします。

左上の事業名欄上から2番目の高齢者交通安

全対策推進事業費182万1千円でございます。

この事業は、県内の交通事故発生件数が13年連続で減少する中、高い割合を占める高齢者による加害・被害交通事故の抑止を図るものです。

まず、高齢運転者の免許自主返納を促進するため、自主返納した高齢者に特典を付与するサポート加盟店の拡大及び周知に努めてまいります。あわせて、高齢者自身に現状の運動、判断能力を知っていただく参加型のいきいき交通安全体験講座を県警、市町村とともに開催し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ってまいります。**梶原うつくし作戦推進課長** うつくし作戦推進課の主な事業について御説明します。

予算概要21ページをお願いします。

3R普及推進事業費986万9千円でございます。

この事業は、リデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進を通じて循環型社会の構築に向けた取組を行うものです。

右の事業概要欄の一番上、食品ロス削減の推進に要する経費ですが、宴会開始後30分間と終了前の10分間は自分の席で料理を楽しむ取組、おおいた30・10運動を強化するため、料理を食べきった方へのクーポン券の提供や運動への参加を呼びかける卓上ポップを設置する店舗の拡大等を図っていきます。

また、新たな取組として、廃棄物をそのまま再利用するのではなく、価値を高める加工を施し製品化するアップサイクルを普及させるため、取組を行っている事業者の工場見学やワークショップを実施し、県民の環境意識の醸成を図ります。

山崎自然保護推進室長 自然保護推進室の主な事業について御説明します。

予算概要22ページをお願いします。

事業名欄真ん中の生物多様性保全推進事業費1,100万6千円でございます。

本事業は、豊かな自然の基盤である生物多様性を保全するものです。来年度は、指定希少野生動植物の保全活動を行う団体への支援や、自然保護団体間のネットワークづくりを促進させ

るほか、県民の自然保護意識を醸成する啓発イベントを実施してまいります。加えて、アライグマ等の特定外来生物の防除体制を推進するとともに、生物多様性が高く保全すべき地域の保護施策について、専門家等で構成する検討委員会を開催します。

後藤県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課の主な事業につきまして御説明します。

34ページをお願いします。

女性に対する暴力防止推進事業費2,421万4千円でございます。

この事業は、重大な人権侵害であるDVや性暴力など女性に対する暴力をなくし、誰もが安心して安全に暮らすことのできる社会の実現に取り組むものです。

DV被害者への支援として、民間シェルターの運営費補助などを行うとともに、性犯罪・性暴力被害者支援としてワンストップ支援センターの運営委託などを行い、被害者の回復や自立を図ります。

また、啓発活動として、民間企業等と連携したパープルリボンプロジェクトやデートDV防止セミナーなどを実施し、暴力を許さない社会意識の醸成を図ります。

森高私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課の主な事業について御説明します。

予算概要38ページをお願いします。

事業名欄の上から3番目、青少年自立支援対策推進事業費3,025万2千円です。

この事業は、ニートやひきこもり等社会的自立に悩みを抱える青少年及びその家族を支援するため、おおいた青少年総合相談所及び青少年自立支援センターを運営するものです。

支援の充実を図るため、これまでの相談業務に加え、新たに自立支援員1名を配置し、学習支援やまちなかを活用した職業体験や外出訓練などの支援プログラムの提供に取り組みます。

佐伯食品・生活衛生課長 食品・生活衛生課の主な事業について御説明します。

予算概要の49ページをお願いします。

事業名欄の二つ目、民泊の安全・安心確保事

業費863万5千円でございます。

本事業は、本年6月の住宅宿泊事業法の施行に伴い、民泊施設の監視・指導を行うものです。

新たに、民泊監視員制度を創設し、旅館業の営業施設と同様に新規届出時の現地調査や定期的な監視を行い、法律が遵守されているか確認をすることで、県民と宿泊者の安全・安心を確保してまいります。

中西環境保全課長 環境保全課の主な事業について御説明します。

59ページをお願いします。

事業名欄の上から3番目、公営水道運営基盤強化推進事業費1,137万5千円でございます。

水道事業は、施設の老朽化や人口減少による収益悪化など運営基盤を揺るがす多くの課題を抱えており、中小規模の水道事業が多い本県では、個々の水道事業体のみでの解決が困難な状況となっています。

そのため29年度は、運営基盤強化の有力な方策である広域連携について、形態ごとのメリット・デメリットの分析、経営効率化の効果の検証等を実施しました。

30年度は、その分析等の結果を踏まえた上で、大分県内の水道事業の将来像を描いた大分県水道ビジョンの策定を行います。

森下循環社会推進課長 循環社会推進課の主な事業について御説明します。

予算概要書66ページをお願いします。

事業名欄上から2番目の循環社会構築加速化事業費1,417万2千円でございます。

この事業は、焼却残さ等のセメント原料化をはじめとした資源循環の仕組みを構築し廃棄物の減量化・再資源化率を向上させるとともに、市町村の災害廃棄物の処理能力強化を図るものです。また、廃棄物の中間処理業者や排出事業者等の意識改革を促し、産業の活性化を図るものです。

30年度は新たに、資源化推進モデル事業として、今後の事業化が見込まれ3Rの促進となる取組を募集し、モデル事業として実施することで、3R推進への新たなチャレンジを支援し

ていきます。

池辺審議監兼人権・同和対策課長 人権・同和対策課の主な事業について御説明します。

予算概要71ページをお願いします。

事業名欄の2番目、人権施策推進事業費649万円でございます。

この事業は、人権が尊重される社会を実現するため人権教育・啓発や人権相談等、人権施策を総合的に推進するものです。

審議会の運営や県民の模範となる取組を行った個人・団体の顕彰のほか、人権相談活動に取り組むNPO法人等の支援や、企業・団体における人権研修の促進に取り組みます。また、事業概要欄の一番下、人権問題に関する県民意識調査に要する経費は、5年に1度県民意識とその変化の把握のため実施するもので、調査結果を今後の人権施策に反映してまいります。

牧防災危機管理課長 防災危機管理課の主な事業について御説明します。

予算概要76ページをお願いします。

事業名欄の上から2番目、国民保護対策事業費946万7千円でございます。

この事業は、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ2019を念頭に、県内公認キャンプ地等においてテロ事案が発生したことを想定した国との共同による国民保護実動訓練を実施し、事態対処能力の向上を図るものでございます。

田邊防災対策室長 防災対策室の主な事業について御説明します。

予算概要77ページをお願いします。

事業名欄の、県庁防災体制強化事業費1,808万2千円でございます。

この事業は、災害時において県の災害対策本部等が効果的に機能し、応急対策業務を迅速かつ的確に実践できるよう各施策を実施するものです。

市町村や防災関係機関とともに、一昨年熊本地震の検証や昨年九州北部豪雨及び台風第18号における課題等を踏まえ、南海トラフ巨大地震など大規模災害を想定した総合防災訓練や各種連携会議などを実施するとともに、孤立

集落対策として、職員の現場派遣に即応するため、衛星携帯電話を新たに整備します。

神志那消防保安室長 それでは、消防保安室の主な事業につきまして御説明します。

予算概要書80ページをお願いします。

事業名欄の一番上、消防力強化推進事業費543万9千円でございます。

事業概要の上から3番目の消防団PR事業に要する経費でございますが、この事業は、消防団活動を県民の皆様に理解していただくための教材を作成し、既に配置しています地域消防アドバイザーや各市町村と連携して、地域防災力の中核を担う消防団員の加入促進のための説明会等を開催するものです。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 この事業、新年度予算を通して見たときに、動物愛護センターの新設も含めて、今後獣医師の活用の方というか、獣医師を確保していかなきゃならない部分というのは多々出てくるのかなと思うんですけども、獣医師の確保についてどのように作戦を練っておられるのか。特に、農政部でも獣医師の確保というのがかなり厳しいという状況もありますので、どのように考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

藤本生活環境企画課長 獣医師については、平成29年度におきましても、年に4回の試験をするなど、年間を通じての確保ということやってまいりました。試験会場につきましても、東京、大分等で実施して、県の職員が自分の出身の大学に行ってリクルート活動などを行うことで確保してまいりました。来年度におきましては、さらに試験会場を拡充して、より学生さんが受験しやすい環境を作った上で、今年度も実施したリクルート活動もより充実してまいりたいと考えております。

いずれにしても、やはり県の仕事のアピールをして、一人でも多くの獣医師に県の職員になってもらえるように対応してまいりたいと考えております。

佐伯食品・生活衛生課長 獣医師が主体となる

事業を担当している部署の責任者としてお答えしたいと思います。

今、守永委員が言われましたように、まず動物愛護センターが新たにできるということで、当然ここには新たに獣医師の配置が必要になってくる。それから、食肉衛生検査所では、来年度からいよいよ牛肉の対米輸出に向けたHACCPの国への申請が始まってくるということ。それから、また保健所ではHACCPの制度化に伴って、当然食品衛生監視員、獣医師、薬剤師等のマンパワーが必要になってくるということで、獣医師を中心に非常に人の確保というのが重要になってきているところでございます。まず、食肉衛生検査所については、現在20名の獣医師、これは非常勤の獣医師を含めて20名で対応しておりますけれども、平成28年度から農政部からも少し加勢をいただきながら2名獣医師を増やして、対米輸出用の体制を整えるように対応してきておりまして、何とか今の体制で行けるのではないかなと考えています。それから、動物愛護センターについては新たな業務になるんですけれども、この辺は県、農政部、それから私ども生活環境部の獣医師の中でうまく工夫をしながら、なかなか増員は難しい時代ですので、その中で配置をしていこうと人事担当の方と今協議を進めているところでございます。

それから、HACCPの制度化については、食品衛生協会などの民間の指導者を要請して、なかなか食品衛生監視員の人数も増やすということできませんので、そういったことで民間活力、食品衛生指導員という制度がありますので、そういった方をレベルアップしながら、補佐的にHACCPの制度化に向けて対応していきたいと考えているところでございます。

守永委員 獣医師がいわゆる産業獣医師としての獣医師が求められる状況というのは、他県も多分同様な形なんだろうなと思いつつも、その中で大分県としても、十分人が確保できるように対策を講じていただきたいと思います。

それから、加計学園の問題じゃないですけども、産業獣医師として養成して、産業獣医師

としての使命を感じ取りながら社会に出て行く獣医師をどんなに増やすかというのが重要なんだろうなと思いますので、大学サイドのいわゆる獣医師を育てる段階で、そういった役割があるということも認識を持たせていくということも重要なのかなと思います。ぜひその大学とも連携をとる中で、全国的に獣医師が不足しているという状況を打破する突破口を大分県から開いていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

末宗委員 私学の関係なんだけど、国に先駆けて多分やると言うんだけど、41ページに3,700万円ぐらいのが1億2,600万円と、600万が1,700万円ほどというところがある。まず1番に聞きたいのは、そのぐらいの金額で大体国に先駆けて私学の授業料免除ができるのかということ。

森高私学振興・青少年課長 今、私たちが考えて、県で予算要求させていただいているのは、保護者さんの年収が約350万円の世帯までを実質の無償化にしたいと考えております。そのときに、今現在私立の高校に通っていらっしゃる生徒さんたち、保護者さんたちの状況を見ますと、このぐらいの人数の方が対象になるだろうという想定をいたしまして、計算した結果、この数字を積算しております。ですので、今のところ、この予算で今回要求させていただいている内容の実質無償化が図られると考えております。

国が言っておりますのは、まずは32年度までにもう1ランク上の510万円の世帯までを実質無償化ということを考えているようですけれども、これはまだ全く都道府県に対してどのような内容になるのかということも一切文部科学省からは示されておりませんので、そこところはこれから見極めていきたいと思っております。

末宗委員 聞きたいのは、右の事業概要というところに、経済的理由で就学が困難と書いている理由。就学が困難で、今まで就学していなかったんだろうから、これのおかげで就学率が随分上がるのかなと思ってね。ちょっとこの理由

はというような気がしたもんだからお聞きするわけ。

森高私学振興・青少年課長 この目的は、生徒さんたちが親御さんの収入の状況に応じて、例えば、私立学校は授業料が確かに公立に比べてかなり高うございます。これを理由によって子どもさんが私立の行きたい学校を選べないということになってはどうかということ。私立学校については職業系の学校、特色あるコースをお持ちの学校が数多くあります。生徒さんたちから見ますと、高校を卒業すると同時に、例えば、看護師であれば正看の受験資格が取れる。それから美容師であれば、美容師の国家資格が取れるというようなところまで、この私立学校を卒業すればできます。そういうコースを希望されている生徒さんたちも、例えば、行きたくても、親御さんの家庭の状況で私立学校へ行けないということがないようにということで応援したいというものでございます。

後藤委員 2点お尋ねします。3R普及推進事業費なんですけど、うちの子どももよく御飯を食べないで残すものですから言うんですけど、学校で啓発のビデオ、僕が子どもの頃、忘れはしない、エチオピアの飢餓だとかというのをよく見ていたんですよ。とにかく物を作るのがどれだけ大切かとか、どれだけ苦労してそういったものが食卓に運ばれているのかとかという、子どもが見ても分かりやすいものを学校にも配付して見てもらおうと、僕はいいんじゃないのかなと常に思うものですから。やっぱり今は外に出て行ってそういうのを見る時間もないでしょうから、そういう啓発ビデオをぜひ作って学校で見てもらいたいというのが一つ。それから、もう一つは守永委員の質問に関連するんですけど、この一年、本当にいろいろと、特に動物問題で御迷惑をおかけしました。さきほどの獣医師の確保の問題、私も一般質問したことがあるのですが、動物愛護センターができましたら、ぜひやっぱり学校の授業の見学遠足みたいなものに必ず取り入れるようにしてもらって、そこで獣医師さんの仕事はこれだけ大事な仕事で、大分県としては獣医師確保のためにこれだけの

いろんなことをやっている。そのことにより、来た子どもが、僕も獣医師になろうとか、私も獣医師になりたいみたいなことを子どもの頃から植えていくのは私はすごく大事だと思うので、そういうのをされたらどうかなと思っています。

最後に、大分県版アニマルポリスみたいな、虐待を見つけたらここに連絡をといてのぜひ作っていただきたいなど。やっぱり虐待の、最近私よく個人的にメールが入ってくるんですよ、どこどこで虐待されているとか。なかなか伝えようがないものですから、ぜひしていただきたいという、もし何かあればお答えいただければと思います。

梶原うつくし作戦推進課長 3Rの関係で、食品ロス削減のための学習のDVDということなんですけど、私どもでは平成23年度とそれから平成27年度に環境学習用のDVDを作って小中学校等へ配布いたしております。しかしながら、当時、まだ食品ロスというところにクローズアップされていないものですから、直接的な食品ロス削減の内容がそのDVDには入っておりません。それで、予算概要書の19ページを御覧いただきますと、事業名の2番目、未来の環境を守る人づくり事業費の中の右側の方御覧いただきますと、四つ目の二重丸で県民向け環境教育の推進等に要する経費で、環境教育アドバイザーの派遣等を実施すると書いてございます。これは現在、60名と1団体の方を環境教育アドバイザーに委嘱しておりまして、学校や公民館等の講座から要請がありましたら、県が旅費と謝金を支援して派遣しております。例えば、今年度、あるアドバイザーの方が小学校に行って、食品ロスの話をしたら、ちょうどその日から学校給食の食べ残しが劇的に減ったという学校の先生の感想文をいただきました。こういうアドバイザーの直接的な講座が生きているというのを私どもも実感しておりますので、引き続きこうした取組で食品ロスの削減に努めてまいりたいと思います。

佐伯食品・生活衛生課長 まず、3Rの関係について、私ども食品・生活衛生課で食育を担当

しており、その関連がありますので少し補足説明させていただきます。私ども食育の関係では、やはり食べ残しの問題もかなり重要な位置付けにしております。実は今年度、教育委員会とタイアップをして、小学生向けに、栄養教諭の先生たちが各小学校でいろいろ食育の学習をしているんですが、その中で国から来ている教材が十分ではないということで、大分県版の副読本を作ってほしいという御意見がありましたので、専門家の方々、教育委員会、現場の栄養教諭の先生方等々含めて、今年副読本を作成しております。もう間もなく、今週ぎりぎりですけれども、完成する予定です。食育のすすめという副読本なんですが、小学生向けに食育全般の冊子を作っております。その中でも少しだけ、この食べ残しの問題にも取り組んでいます。

それから、来年度、今年の6月23日、24日に食育推進全国大会がございます。この中でも、この食べ残しの問題に取り組むようなブースも作って、若い世代、小学生親御さんにもこの問題を啓発したいと考えております。

それから、もう1点、動物のことでございますが、獣医師の確保についてはさきほどお答えしたとおりですけれども、この問題についても、教育委員会と義務教育課の方といろいろ連携をとって作業を進めております。小学校5年生ぐらいを対象に社会科見学の一環として来てくれないだろうかというお話を進めております。それから、すぐそばに九州乳業の牛乳工場がございますので、その会社とタイアップして、小学生の社会科見学のコースに盛り込めないかということをお話をして今教育委員会と協議をしているところでございます。なるべく多くの小学生が来られるような施設にしていきたいと考えております。

それから、獣医師の大切さももちろんですけれども、この施設では命の大切さを感じる場ということで、やはりそういう普及・啓発をしっかりして、無責任な飼い主をなくす、無責任に犬猫を手放す、そういったことをなくすという取組を第一に取り組んでいきたいと考えておりま

す。

アニマルポリスについては、権限等々の問題がございまして、今の法体系の中ではすぐには難しいところはございますけれども、またこの辺については研究していく課題かなと思っています。

土居委員 2点お伺いします。59ページの小規模給水施設普及支援事業費です。

今年度までの取組状況とか市町村などの要望なども踏まえて、30年度どのように取り組むのかをお聞かせください。

それから64ページなんですが、以前JRのイベント何でしたっけ、ディステーションキャンペーンをやっていたんですかね。その頃には県の産廃協会に委託して、ごみの清掃などもする事業があったんですけれども、今回、国民文化祭などもあるし、その次はラグビーもあるんですが、そういう事業を組まれていないようにあるんですけれども、どういうことなのかお伺いします。

中西環境保全課長 小規模給水施設普及支援事業についてお答えいたします。

25年度からスタートしておりまして、これまで29年度まで30地区ほど支援してまいりました。御存じのとおり、当初29年度で終了としておったんですけど、まだ引き続きという要望もありましたので、来年度市が取り組むとしている4市1町5地区について支援を続けることにしております。

森下循環社会推進課長 ディステーションキャンペーンですかね、一昨年あったと思うんですけど。こちらについてはそのとき、当課が産廃協会へ委託している不法投棄の撤去事業。これは本格化するのが秋ぐらいだったものですから、それではちょっと遅いということで、そのときは春からできるように、ちょっと予算を増額して春と秋と2回に分けてやりました。来年度新しい事業があるんですけれども、その中で撤去事業は1千万円を予算化しておりまして、それは毎年やっております。土居委員も御存じだと思うんですけど、不法投棄自体、道路から見える部分はかなり少なくなってきたと思いま

す。ただ、これは産廃協会のみならず、市町村も使うのであればどうぞということで予算化しておりますので、この二つの事業で現在のところ足りているのではなからうかということで、あえて新しくディスティネーションのような形で予算化はしていませんが、継続して撤去事業等はやっております。

衛藤副委員長 事業とか業務の全般についてなんですけれども、所管について、今年の今回の一般質問で大友議員がひきこもりの問題を取り上げたんですけれども、ひきこもりの問題で生活環境部の私学の所管になっていると思います。元々この引きこもりの問題が始まったとき、学生というか、青少年が対象だったんですけど、今高齢化してそれが社会問題になってくる中で、ここで持っているいいのかなという疑問が一つあって、やっぱり福祉領域できちんとケアしていくべきじゃないかなという思いがある。例えば、DVにしても、元々は女性の人権問題から始まっていると思うんですけれども、これをまた母子・寡父の福祉なんかの領域とかなり密接に関わって、これも福祉領域で扱うべきような問題じゃないのかなと思うところ、あとは前に自分が一般質問でやった食文化とか、これも生活環境部で扱われるよりも、食文化というのは外向きに発信する部分とかもすごく多いので、この辺なんか企画で扱った方が今の時代に即しているんじゃないかなというところが多々ございます。こういった事業の在り方について今後の見直しとか、その辺りはどのようにお考えになっているのかというのを教えていただければ。

柴田生活環境部長 私どもの部で取り組むべき事業で、かなり部局横断的な事業がございます。中には、例えば、議会の答弁のときは私が答えても、それぞれの細かい分野ごと、専門の部局が対応するというものもございます。最後の食文化に関しましてはまさにそうで、実際には観光の方で十分力を入れてやっていただいているものと思ひまして、食文化の所管課という形ではないということで、まとめていろいろお答えするのに私どもの部で答えることになったということでございます。それから、最初のひきこ

もりの問題ですけれども、これも年齢層によって課題は様々で、確かに高齢になってきますと、もう社会に出るといよりは福祉的な観点で見ることも多くございます。しかし、まず窓口としては私どもが持っておいて、そして専門的なところにつなぐ、あるいは実際に市町村に行きますと、保健所でも具体的に精神疾患でありますとか、そういう方の対応はしていただいておりますけれども、一つは、総合的な全体の連携をまとめる組織と考えて業務を行っております。それぞれどこが所管すべきかというのはいろいろあるんですけれども、まずは連携をとる組織として私どもが所管しているということで、専門のところにつなぐということをいろんな分野で、全ての専門知識はないながらも頑張っているということで御理解をいただきたいと思ひます。

衛藤副委員長 おっしゃるとおりだと思うんですけれども、時代の流れによって、例えば、どこの分野が、福祉の方が見る領域が多くなってくるというのは、これも流れによって変わってくると思ひますし、その都度、生活環境部だけでこれ福祉でやってと言えような話でもないと思ひますので、また各関係部署のところでもこういったお話はさせていただければと思ひます。そういった中で御検討いただければ幸いです。要望で終わらせていただきます。

原田委員長 ほかにありませんでしょうか。

じゃ、私もちょっと2点だけ言わせてください。41ページのさきほど末宗委員が言われたところと全く同じところを聞こうと思ひていたんですよ。これからの方向性とか聞きたかったんですけど、それと350万円になぜしたのかと聞きたかったんですけど、それはよく分かりました。それで、例えば、将来的に年収510万円のところまでなるのかなと思ひてはいるんですけど、そうなったとき県の負担ってあと幾らぐらい積み重ねなきゃいけないのか。さらに、年収要件を撤廃したときにはどれぐらいの額が必要なのか、計算ができればお願いしたいと思ひます。

もう1点は、実は以前から気になっていたことがあって、実は3年ぐらい前ですかね、動物愛護シンポジウムをしたときに、佐伯課長を紹介されたときに、佐伯食品・生活衛生課長と言ったときに、「えっ、食品」と言った言葉がいまだに耳から離れないんですよ。多くの方々は多分感じていると思うんだけど、いわゆる動物愛護センターを造る中で、この部局、課の名前ですね。やっぱりもうちょっと考えた方がいいんじゃないかなと。イメージ的に多くの方が結構感じているんじゃないかなと思っているんですよね。要望でもいいんですけど、考えてくださいというもので結構ですし、答えられることがあったらお願いしたいと思います。

森高私学振興・青少年課長 授業料減免のことについてお答えいたします。

510万円というのが、実は今、国が将来したいなというところの線を出してございまして、今回予算要求する際には510万円まで実質無償化したときにどうなるのかというのは試算しておりません。それから、同じように全廃も今、していないので、申し訳ございませんが、今のこの二つについて数字を持ち合わせていないところでございます。

柴田生活環境部長 委員長がおっしゃるのも大変もったいなお話でございすけれども、動物愛護という分野がかなり他の何かと関連があるというものではないものですから、生活衛生の一部として動物愛護でございすのでこういう形になっております。国も環境省の中にございまして、やはりそだけ非常に別といいますか、動物愛護推進というところでぽつんとあるようなセクションでございすので、人員等の関係も含めまして、この形で現状はやらせていただきたいと思っております。

森高私学振興・青少年課長 すみません、1点修正させてください。国が考えているのは510万円ではなくて590万円でございます。

小嶋委員外議員 一つは、防災士の登録とか把握とかいう問題についてなんですけど、答弁では大分県内9千何名という数字は報告がございました。その後、どの程度に登録が伸びてい

るのか把握をされていればお願いしたいと思えます。

なぜこういうことを聞くかという、レアケースだと思うんですが、私の知り合いの大分の方がわざわざ東京に行って受験をしたということらしいんですね。その受験を主催したところから直接本人に合格通知が来ているので、県も市も多分把握ができていない可能性がある。そういう場合がレアケースだと思うんですけども、あるのではないかと懸念があるので、そういう点も含めて、登録の数をお聞かせいただきたいと思うのと、そういう方々も含めて活動環境の整備といいますか、そういうのをどのように取り組まれているかお聞かせいただきたい。

もう1点、こういう機会ではなかったんですけど、一度申し上げた記憶がありますが、今年の10月には国民文化祭がありますね。それで、全国からいろんな方がおいでになって、いずれにしても箱物の中でいろんな主催行事があると思うんですね。その際に、箱物に入っていて最初に始まる時に、司会者、あるいは会場のアナウンスの中で、「耐震対策を十分施していますから御安心ください。仮に、地震、災害等が発生した場合には皆さん動揺しないで、その際は必ずちゃんと会場の方で、この施設の方で対応をとるように準備ができておりますから御安心ください」というアナウンスを必ず行う。どういう形をするのかはそのシチュエーションによるんだと思うんですけど。そういうのを国民文化祭を機会に各スキルを持っていらっしゃる方、あるいは主催の方々とか、また市町村とかに周知をして、そういうことに取り組んでいくいいんじゃないかと思っております。これは提案ですけども、もし考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

田邊防災対策室長 それでは、2点お答えいたします。

まず、防災士の数、登録数でございすけれども、2月末現在で大分県内9,221名の登録があると承知しております。恐らく3月末になるともう少し増えるんだろうなということで

あります。小嶋議員から御指摘がありました、お知り合いの方の件でございますけれども、各市町村に対して防災士の養成研修の受験ということで、しっかり周知するようにお願いしております。ただ、企業さんであるとか、あるいは個人の資格で取られている方、こういった方ももちろんいらっしゃるということで、これはそういった方も含めての数と理解をしていただきたいと思います。実際、県と市町村で防災士養成に取り組んできて、防災士を取られた方の数というのはおおよそ6千名ぐらいということでございますので、その残りの方は個人の資格、あるいは企業がまとめて取られているということでございます。極力我々が進めておりますそういった研修を受けていただければと負担が少ないということもございますので、しっかり周知をしてまいりたいと考えております。

また、こういった方々は、なかなか市町村でも把握ができていない方もいらっしゃいます。これにつきましては、市町村にもしっかり把握をして、地域の防災活動に取り込んでいくことが大事であるということをお願いしております。今年度から始めておりますが、各市町村ごとに防災士の協議会、あるいは防災士会というのをしっかり組織をしていって、そういった中に取り込んでいくということをぜひ進めていただきたいをお願いしておりますし、そういったネットワークを利用して活動の範囲を広げていただきたいと考えております。

それから2点目、国民文化祭の関係で、事前の開会前のアナウンスということで、これは確か昨年の2月に小嶋議員から御提案いただいたことだったかと思っております。そのとき早速国民文化祭・障害者芸術文化祭の事務局、それと県は指定管理を設けておりますのは行政企画課になりますので、その趣旨をお伝えして、各施設の管理者、あるいは行事の主催者が使う施設については、そういったアナウンスを先にするようにお願いしております。私が今伺っておりますのは、国民文化祭、障害者芸術文化祭事務局から各市町村に行事を行うためのマニュアルを示しておりますが、その中に既にそういったアナ

ウンス、災害に対してはもし地震が起こればこういうふうに行動してくださいというような趣旨のアナウンスをするということマニュアルの中に既に折り込んでいると伺っております。行政企画課から、県の管理施設については、施設管理者の会議の中でそのことを施設管理者にも徹底をしていくと伺っております。御提案の趣旨、大変ありがとうございます。今後とも気をつけていきたいと思っております。

原田委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

次に、第36号議案青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

森高私学振興・青少年課長 議案書310ページ第36号議案、青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について御説明します。

資料2ページをお開きください。

1を御覧ください。スマートフォンやアプリ等によるインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷した状況を踏まえ、青少年を有害環境から守るためにフィルタリングの利用促進を図る目的として、青少年インターネット環境整備法の一部改正が昨年公布され、本年2月1日に施行されました。

この法律の改正では、①のスマートフォン等の契約者又は使用者が18歳未満かを確認する青少年確認義務、②のフィルタリングサービスの必要性・内容等の説明を行うフィルタリング説明義務、③のスマートフォン等の販売時にフィルタリングソフトウェアが使える状態にした上で引き渡すフィルタリング有効化措置義務、の三つの義務を携帯電話事業者等に課すこととされました。

2の(2)を御覧ください。青少年健全育成条例では、既に青少年確認やフィルタリング説明の義務を定めた携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置の規定があることから、改正法との整合性を保つよう、条例の規定を整備するものでございます。

(3)を御覧ください。第22条の2第1項では、青少年確認義務及びフィルタリング説明義務について、改正法と重複する部分を整理します。

第22条の2第2項では、保護者の書面等の提出義務に、フィルタリング有効化措置を希望しない場合を追加します。また、申出方法について、従来の書面による方法にタブレットへの電子サイン等の電磁的記録による方法を追加します。

第22条の2第3項では、事業者の書面等の保存義務に、保護者から提出されたフィルタリング有効化措置の不要申出に関する書面等を追加します。

最後に(4)の施行期日ですが、公布の日からの施行としております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

守永委員 インターネット接続が普及している、そしてフィルタリング利用率が低迷しているという趣旨での提案なんですけれども、全国的にもそういう状況なんだろうというのは推測できるんですが、大分県においてのインターネット接続の普及の状況だとか、あとフィルタリングの利用率そのものの具体的な数字として捉えているものがあればお教えいただきたいと思います。

森高私学振興・青少年課長 大分県では、小中高校生を対象に、インターネットの利用の実態調査を実施しております。その中で、9割がインターネットを使っているという状況が見てとれています。さらに、高校生等になるとSNSを活用する子どもさんたちが多くなっております。そういった中で、フィルタリングの実態調査についても実施しているところでございますけれども、フィルタリングが最近アプリと、例えば、SNSだけでなく、LINEだとかいったものも普及してきております。そういったものを活用しようとする、若干フィルタリングが邪魔になるケースが出てきております。そういったところで利用率が若干なんですけれども、落ちてきているところでございます。ちょ

っと今数字を確認していますので、その数字については手元の資料ございますので、それを確認させていただいて御回答させていただきます。ちょっと時間をいただきたいと思います。

守永委員 今の説明でLINEとか、そういった日常的に使うアプリを活用するときに、フィルタリングそのものは邪魔になるということが、このフィルタリングの低迷につながっているのであれば、そういうアプリケーションの開発企業にフィルタリングがうまく機能できるような仕組みを工夫してもらおうというアプローチも必要になるのかなと思います。多分これは、大分県独自に要請というよりは全国的な動きの中で、企業が責任を持って対応すべきところだと思っております。そういった部分のアプローチもぜひお願いをしていきたいと思います。また具体的な状況は後ほどでも教えていただければ結構です。

森高私学振興・青少年課長 今の開発事業者への課題については、今回の法改正の中でもうたっております。そういうところも義務化ということで内容が盛り込まれているところでございます。

それから、すみません、さきほど保留させていただきましたフィルタリングの利用ですけれども、これについては保護者さんの回答で、27年度60.9だったのが28年度は58.0、さらに、その前の26年度は63.5と、年々下がってきているところでございます。

小嶋委員外議員 1点だけいいですか。フィルタリングはユーザーに勝手に外せないようにしているのかどうかだけお聞かせいただければ。

森高私学振興・青少年課長 フィルタリングは、今の仕様では保護者さんがその機能をよく御存じでいらっしゃれば、外すことはできるようにはなっております。ですが、当初契約の段階では必ず業者さんに設定していただく、あるいは保護者さんがしなくていいという場合は、必ず書面でその旨を提出していただいて、それをもとに業者が設定をしないということで、どちらの責任かというのをはっきりさせるという形にしております。

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第37号議案旅館業法施行条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

佐伯食品・生活衛生課長 議案書312ページ第37号議案、旅館業法等の一部改正に伴う旅館業法施行条例の一部改正について御説明します。

資料3ページをお開きください。

1の背景を御覧ください。平成28年12月6日の規制改革推進会議において、旅館業法改正法案の検討の際は、構造設備の基準の全般についてゼロベースで見直し、最適かつ最小の規制にするよう指摘がなされました。これを受け国は、規制緩和等を行うため、旅館業法及び関係政省令を一部改正しました。

2の旅館業法の改正を御覧ください。平成29年12月15日に旅館業法を一部改正し、ホテル営業と旅館営業を、旅館・ホテル営業に統合しました。

3の旅館業法施行令の改正を御覧ください。構造設備の基準について最適かつ最小の規制とするために、平成30年1月31日に旅館業法施行令を一部改正し、最低客室数の廃止、洋室の構造設備の要件の廃止、1客室の最低床面積の緩和、玄関帳場等の基準の緩和、暖房の設備基準の廃止、便所の設備基準の緩和を行いました。

4の旅館業法施行条例の改正（案）を御覧ください。現在、県では旅館業法施行条例で客室の境の種類や、1客室の面積、便所の要件など各営業の構造基準を定めています。これらの基準を最適かつ最小の規制にするため、削除するものでございます。

5の施行日を御覧ください。施行日につきましては、旅館業法の一部改正の施行日である平成30年6月15日としております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

次第の①と②の報告をお願いします。

梶原うつくし作戦推進課長 安心・活力・発展プラン2015の目標指標の見直しについて御説明します。

資料の4ページを御覧ください。

温室効果ガス排出量の指標ですが、国の都道府県別エネルギー消費統計の数値を基に算出していますが、この統計の算定方法が変更されましたので、指標の数値を算定し直したものでございます。

なお、昨年9月開催の本常任委員会において、第3次大分県環境基本計画の目標指標の一つであります、二酸化炭素排出量（家庭、業務、運輸部門合計）の目標値の変更について説明させていただきましたが、今回の見直しにつきましては、これと同様の理由による見直しでございます。

佐伯食品・生活衛生課長 第5次大分県食品安全行動計画の策定について御説明します。

資料の5ページを御覧ください。

資料の左側上段を御覧ください。第5次大分県食品安全行動計画の策定についてですが、この計画は大分県食の安全・安心推進条例第7条に基づき、食の安全・安心に関する施策の計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

資料の左中ほどの欄を御覧ください。

これまでの計画と取組の視点ですが、第1次、第2次については、食の安全と安心を柱にした

対策に視点をあてて策定しておりましたが、平成24年度からの第3次、第4次計画では、生産から消費までのフードチェーンに沿った対策に視点をあてて策定しております。

資料の中央の欄を御覧ください。

第5次計画のポイントです。食の安全を取り巻く状況についてですが、HACCPの制度化、県産農林畜水産物の輸出の拡大、未加熱又は加熱不十分な食品による食中毒の発生、食品表示法の改正、大規模イベントの開催などがあり、これらの様々なことに対応する必要があります。

資料右側を御覧ください。

これまで、計画の素案を基に消費者、生産・製造者、流通・販売者、学識経験者からなる20名の方を委員とした食品安全推進県民会議やパブリックコメントで意見をお伺いし、農薬の適正使用に関することなどについて計画に反映させています。

資料の6ページを御覧ください。

今回の計画では、52項目の取組を進めることとしております。

図は生産から消費までのフードチェーンに沿って各段階での取り組みを示したものです。各施策は、監視・指導の徹底、自主管理の推進、食品表示の適正化等の目標を設けて実施しております。

例えば、今年の通常国会に食品衛生法の見直しの提出が予定されており、これにより、全ての食品取扱施設に対し、HACCPによる衛生管理の導入が制度化されるため、食品取扱事業者に対しHACCPの知識の普及やシステムの導入を推進します。

また、生産段階においてもGAP手法や農場HACCPの導入を推進します。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で、予定の案件は終わりましたが、この際何かありませんか。

末宗委員 ちょっと聞きたいんだけど、宇佐市

と豊後高田市と国東市でごみ焼却場が否決されてできなくなったんだけど、法律上の問題があるから、ちょっとそこら辺りの見解を聞きたいんだけど。

森下循環社会推進課長 委員御指摘のように、宇佐、高田、国東の事務組合のごみ焼却施設問題で議会で入札がちょっとおかしいんじゃないかということで否決されました。

今後につきましては、3市の市長さんが正管理者、副管理者となっておりますので、お話をさせていただいて、今のところ聞いた話では、5月に臨時議会が開かれるだろうと。その際に何らかの提案ができればという状況で動いているようにありますが、まだはっきりしたものは見えておりません。実際的には多少規模を縮小しようとか、何らかの方法で経費の節減ができるんじゃないかというような話は聞いておりますが、私どもとしては、この推移を今のところ見守るしかないなという状況でございます。

末宗委員 そういう意味で言うと、大体あんまり進みませんという予測がついてるけど。問題は、今の設備でずっといけるのかどうか、要するに、国の法律等で合わん分がでてきているからやるんだろうと。そんな分がずっと延ばせるのかどうかと思っ。

森下循環社会推進課長 この3市の中で、一番新しい施設は国東市です。こちらにつきましては、改修をかければ10年は優にもつと思います。宇佐と高田につきましてはかなり古くなっております。ただ、改修をかければ法律には適用する旨はできると思いますが、正直、経済的なものを考えた場合、新しいものを造るか、改修して延命を図るか、これはもう各市で判断をしていただいてやるしかないなと考えております。

原田委員長 ほかにないようですので、これをもって生活環境部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔原田委員長挨拶〕

〔柴田生活環境部長挨拶〕

原田委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、今年度末で御勇退される

4名の方からも、一言ずつ御挨拶を頂きたいと思えます。

〔堤理事挨拶〕

〔池辺審議監兼人権・同和対策課長挨拶〕

〔佐伯参事監兼食品・生活衛生課長挨拶〕

〔中西環境保全課長挨拶〕

原田委員長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時07分休憩

午後1時01分再開

原田委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、福祉保健部関係の審査を行います。

なお、本日は荒金委員が欠席しております。

初めに、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のありました、第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

高橋障害福祉課長 第16号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてです。

議案書は206ページですが、説明は委員会資料で行います。資料1ページをお開きください。

1条例の概要は、地方自治法の規定に基づき知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村が処理することに関し、必要な事項を定めるものです。

次に、2改正理由ですが、これまで自立支援医療費（精神通院）の支給認定に係る所得区分の確認は厚生労働省通知に基づき市町村が行ってまいりましたが、当該事務は県の事務であり、市町村がマイナンバーを利用するためには、事務処理特例条例による位置付けが必要になったことから改正を行うものです。

次に、3改正の内容ですが、自立支援医療（精神通院）に係る所得区分確認事務について、

事務処理特例条例に追加することで、これまで同様申請窓口である市町村で行うことが可能となるものです。

施行期日は、本年4月1日としております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

続いて、合い議案件の二つ目、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

なお、付託案件のうち、第27号議案から、第31号議案までの五つの議案と関連がありますので、ここで一括して執行部の説明を求めます。

清末高齢者福祉課長 高齢者福祉課からは、第22号議案及び第28号から第31号議案までを御説明します。説明の都合上、議案番号の順番が前後しますが、先に第31号議案をお願いします。

指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の廃止についてです。

議案書は262ページですが、説明は委員会資料で行います。資料2ページをお開きください。

1の背景ですが、地域包括ケアシステムの構築等を推進するため、平成26年に介護保険法が改正され、市町村が事業者指定権者となる定員18人以下の地域密着型通所介護が平成28年4月に創設されるなど、順次施行されているところです。

2の条例廃止の趣旨・目的ですが、地域ケア会議の強化など、市町村による介護支援専門員——ケアマネジャーの支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業者の指定権限を都道府県から市町村へ移譲することとされたことに伴い、条例を廃止するものです。

3の条例の主な内容としましては、記載しておりますように、申請者の要件や人員・運営基準を定めたものであります。

4の施行期日につきましては、平成30年4月1日を予定しています。

なお、県内の全市町村におきまして、居宅介護支援事業者の指定権者となるべく、条例の制定が進められております。

続きまして、第28号議案介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案書は230ページですが、委員会資料3ページを御覧ください。

まず、資料の介護医療院創設の経緯について御説明いたします。

平成12年の介護保険法施行以来、病院等の療養病床の一部を介護療養病床とし、介護保険適用の介護保険施設として位置付け、長期療養が必要な要介護者を受け入れてきました。

しかし、医療保険適用の医療療養病床との入院患者の状況に大きな差が見られなかったことなどから、療養病床の再編成により、平成18年に介護療養病床は廃止となることが決定し、介護老人保健施設等へ転換することになりました。

ところが、介護療養病床から介護老人保健施設等への転換が進まなかったことから、実態調査をした結果、介護療養病床はみとりや終末期の対応等、在宅復帰を目指す介護老人保健施設等では対応が難しい利用者を多く受け入れていることが判明しました。

今後増加する慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、長期療養・生活施設として医療法と介護保険法に位置付けられた介護医療院を新たに創設し、これまで延長してきた介護療養病床の廃止・転換期限を、平成35年度末まで再度

延長するものです。

次に、条例の概要について御説明いたします。4ページをお開きください。

1 制定理由についてですが、本条例は、介護保険法の改正により介護医療院が創設されたことに伴い、その設置基準を定めるものです。

介護医療院は、長期療養が必要な要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けることができる施設です。左側中央の図にあるように、介護医療院は、介護療養病床のほか、病院や診療所等の医療療養病床から転換して開設することも可能です。

続いて、2条例の内容について御説明いたします。

右側(2)主な基準についてですが、本条例では、①から③にありますように、人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めております。また、④につきましては、医療機関を併設する介護医療院においては、人員基準の緩和や設備の共用可能といった措置を設けております。大分県が独自に定める事項としましては、⑤にありますように、非常災害対策計画の策定、夜間想定を含む避難訓練の実施等がございます。これらの独自基準は、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム等の施設と共通の内容となっています。

(3)についてですが、病院等が転換して介護医療院を開設する場合には、設備基準の緩和措置を設けております。

最後に、施行期日についてですが、本年4月1日としています。

続きまして、第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は215ページですが、委員会資料5ページを御覧ください。

今回改正する手数料は、介護保険法関係事務手数料です。

まず、1改正の内容の①についてですが、さきほど御説明申し上げた介護医療院の創設に伴う許可申請等の事務手数料を新設するものです。金額については、許可申請等に係る審査事務が

介護老人保健施設と同様ですので、手数料は介護老人保健施設と同額としております。

続いて②については、介護療養病床は平成24年から新設が不可となっておりましたが、介護老人保健施設等への転換が進まなかったため、廃止期限が延長されておりました。そのため、これまで国の動向をうかがっておりましたが、今回、介護療養病床の受皿となるべく介護医療院の創設により、廃止が決定的になったため、新規の指定申請手数料を廃止するものです。

③についても、さきほど御説明申し上げましたとおり、指定居宅介護支援事業者指定等の事務が県から市町村へ移譲されることに伴い、指定申請等の手数料を廃止するものです。

最後に、施行期日は、本年4月1日としています。

続きまして、第29号議案養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてです。

議案書は247ページですが、委員会資料6ページをお開きください。

まず、1改正の理由については、介護保険法の改正による介護医療院の創設及び基準省令の改正に伴い関係条例の規定を整備するものです。

2改正する条例は、表に記載している六つの条例です。

続いて、3改正の主な内容について御説明いたします。

1についてですが、各条例の必要な箇所に介護医療院を加える等の規定を整備します。例えば、(1)についてですが、7ページを御覧ください。本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるサテライト型特別養護老人ホームなどの、本体施設となる施設の種類の介護医療院を加えます。

資料の6ページにお戻りください。

2についてですが、施設運営の取扱いに関する規定を整備します。例えば、(1)についてですが、現行の条例においては、入所者の行動を制限する身体的拘束等について、緊急やむを得ない場合を除き禁止しております。今回、身体的拘束等の適正化を図るため、従業者に対す

る研修の実施など別途規則で定める措置を施設に義務付ける規定を加えます。

3についてですが、基準緩和の期間の延長について規定を整備します。介護療養病床の廃止期限が平成30年3月31日から6年間延長されたことに伴い、平成30年3月31日までとしている設備等の基準緩和の期限を平成36年3月31日までとするよう規定を改めます。

最後に、施行日は本年4月1日としています。

続きまして、第30号議案指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてです。

議案書は250ページですが、委員会資料8ページをお開きください。

まず、1改正の理由ですが、介護保険法が改正されたことにより、障がい者の方が65歳以上になっても同一事業所でサービスを受けられるよう、障害福祉サービスと介護保険サービスを一体的に提供する共生型サービスを新たに位置付けたことや、介護医療院が創設されたことから、基準省令が改正されたため、関係条例の規定を整備するものです。

2改正する条例は、表に記載している二つの条例です。

続いて、3主な改正の内容について御説明いたします。(1)についてですが、障害福祉サービス事業所が共生型サービスを提供する場合には、介護保険サービス事業所としての指定を受けやすくする特例を設けます。特例の内容としては、障害福祉サービスの人員や設備の基準を満たし、他の介護保険サービス事業所の支援を前提に、介護保険サービス事業所としての指定を受けることができるというものです。

(2)についてですが、介護医療院が、介護老人保健施設と同様に訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のサービスを提供できるよう、人員・設備等の基準を定めます。

最後に、4施行期日についてですが、本年4月1日としています。

廣瀬医療政策課長 第27号議案大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正についてです。

議案書は229ページですが、説明は委員会資料で行います。資料9ページを御覧ください。

まず、1条例の概要ですが、この条例は看護師等の養成所に在学する者で、卒業後に県内の200床未満の病院、診療所等に從事しようとする者に修学資金を貸与し、5年間従事した場合に返還免除とすることで看護職員等の確保に資することを目的としております。

2改正の内容ですが、介護保険法の改正により創設された介護医療院は、人員基準で看護師の配置が必要とされていることから、当該施設での看護職員確保のため、修学資金の返還免除となる対象施設に、介護医療院を追加するものです。これに伴い関係規定を改正するものでございます。

3施行期日は、介護保険法の施行日となる平成30年4月1日を予定しております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

ここでちょっとお願いがあるんですけど、介護医療院が、3ページに幾つかほかの施設を書いていますけど、違いがなかなかよく分からなくて、それが分からないうちに質問のしようがない部分があるので、清末課長、よければ3ページの介護保険施設の違いを説明していただけますか。

清末高齢者福祉課長 3ページをもう一度お開きください。

下の段を御覧ください。介護保険施設の比較というところがございます。

さきほど介護療養病床と申し上げたのは一番左側になります。病院・診療所にあつて、概要にありますように、長期の療養を必要とする要介護者に対して医学的な管理の下における介護を提供する施設という形になります。これが、当初、平成18年までに全部、介護老人保健施設、一つ真ん中の介護療養におきまして、もう一つ右の介護老人保健施設に転換しようとしておりました。

ところが、介護老人保健施設を御覧ください。介護老人保健施設の概要につきまして申し上げますと、要介護者にリハビリなどのサービスを提供して、在宅復帰というものを目指す施設で

ございます。基本的には在宅復帰を目指していくような形になりますが、療養病床の中に在宅復帰までできない方がいらっしやった。老人保健施設になかなか移れない方がいたと。そのために、介護療養病床を平成18年以降ずっと延ばし延ばし終結させようとしていたんですが、なかなかできなかったということで、このたび、その真ん中にあります介護医療院というものができたという形になります。これは、要介護者が長期の療養や生活ができる施設という形になります。ちなみに、一番右の特別養護老人ホームは要介護者の生活施設で、医療的なケアが少ない方になります。こうなりまして、介護療養病床をこれまでどうするかという議論がなされてきたんですけど、今回の法改正で新たに介護医療院という制度が創設されたという形になります。

原田委員長 分かりました。丁寧な説明をありがとうございました。これで私も皆さん方と同じようにステージに立てます。

では、皆さん方から質問、御意見はありませんでしょうか。

末宗委員 介護医療院だけど、要するに病院、診療所、老健があつて、老健に移動するのに移動できないから医療院というのを作ったわけやね。費用はどっちがかかる。

廣瀬医療政策課長 介護医療院の制度だけで、今のところ幾らの報酬というのはまだ正式に決まっていません。ただ、基本的に一般病床とか介護療養病床と今までいわれたもの、介護医療病床とこの介護医療院とは、施設的な基準とか人員基準とかはほとんど変わりません。その中で、介護療養病床の医療施設系の分が大体月35万円ぐらいかかります。

末宗委員 入院費。

廣瀬医療政策課長 入院費とか療養費ですね。それを介護保険法の中で見ていたんですけども、今回、介護医療院というのができまして、今度はその報酬がどうかということですが、そこはまだはっきりしませんが、この老人保健施設の方は、従前の介護療養型の医療施設というか、介護療養病床の関係と比べると、35万円より

ももっと安い27万円ぐらいなんです。ですから、大体そのはざ間ぐらいで診療報酬というか介護報酬は動くんじゃないかなと今想定しています。

末宗委員 今現在は35万円ぐらいと27万円やね。そして、さっきの説明でちょっと奇異に感じたのが、長期療養で社会復帰というか、在宅介護を目指すという以外の方が病院の施設にいるということやね。

その人だけが病院におるならいいけど、在宅復帰の方に、オアシスや老健とかに移動できる人もそっちにいるわけやろ。だから、さっきの説明でそこがちょっと奇異に感じたんよ。

廣瀬医療政策課長 当然、老健施設に移られる方というのはリハビリが中心になって在宅復帰しますので、そういった方は今でも、今後も介護医療院ができて老健施設に移ったり、あとは在宅の方に行くという形になります。

そこまで行けない方、やっぱり長期療養が要る、在宅になかなか帰れない方と色々な方が今はいます。この介護医療院ができた元々の契機は、やっぱり一気に療養病床を廃止したときに行き先がなくなるところが非常に心配されるよねというのが元々の根本で、そういった形から、いろんな先生方と色々な議論する厚労省が中間施設的なものを作ったというのが介護医療院の元々の発端です。

ですから、その中には、先ほど療養病床で生活されていたというか、医療的なケアを受けながら入院されていた長期療養が必要な方というのが移っていくと。在宅可能な人は在宅の方に移っていくと、そういった仕組みになっていくということになります。

末宗委員 言いたいのは、要するにそういう制度、法律も作ったんだけど結局結論ができなかったということなんよね、どんどん延長して。それでできない理由というのは、要するに既存の既得権が基で、医師会とかいろんなのがあるき、それが根底にあるかどうかを聞きたいんよ。それが基で厚生労働省が、これはやっぱり既得権も大事やなということで、今温存して変えたのかどうかという、その辺りを聞きたい。

廣瀬医療政策課長 国レベルのいろいろな議論を見ますと、いろんな意見が。当然、医師会の意見もありましたりとか。そのまま今の医療施設関係をそのまま介護医療にできればしてほしいとか、経過措置も付けてほしい、いろんな意見が出ていました。その中で、制度的にこういった制度ができ上がったということで、そこで政治的なことがあったかどうかというのは、私もなかなか捉えられないところはありますけれども、ただ本質は、やはり今実際、在宅に行こうとしてもなかなか行けない方も現にいる。そういった方を、今から先々在宅医療を進めていく中で、今現在で行き先をしっかりと作ってあげてあげるかというそういった趣旨ででき上がったという制度です。

末宗委員 大体折衷案でこうなると覚えときゃいいな。

廣瀬医療政策課長 そうです。

守永委員 関連してになるんですけども、介護療養病床に今おられる患者さんの中で、どのぐらいの割合の方が介護老人保健施設に移れないという状況にあるのか、実態がもし分かっていたら教えてください。

清末高齢者福祉課長 今、5百何床からの介護医療病床がありますけれども、基本そこが余り減っていないので、余りそこが移れていないと判断しています。老健に移れる方は老健に行っているんですけど。

土居委員 予特のときにも要望させていただいたんですけども、精神科のベッド数を減らすという事例で、八幡浜のくじら病院がこの介護医療院を目指して、その空き部屋を利用していくというような話で要望させてもらったんですけど、そのような県下の介護医療院への動きとか、それについて把握しているところがあったらお知らせください。

清末高齢者福祉課長 今のところ、私たちが確実に確認できているのは、2医療機関が介護医療院というところで手を挙げています。3年間の介護保険計画の中でありますので、もうちょっとありそうなんですけれども、今確実に言えるのは、二つの医療機関が手を挙げております。

原田委員長 これから3年間で進めていくという話になるわけですね。

ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず最初に、合い議案件の第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、午前中に審査しました生活環境部関係部分と合わせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

続いて、付託案件の5件について採決を行います。

まず、第27号議案大分県看護師等修学資金貸与条例の一部改正について採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第28号議案介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第29号議案養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第30号議案指定居宅サービスの事

業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例等の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第31号議案指定居宅介護支援事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の廃止について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き付託案件の審査を行います。本日は先に予算外議案の審査を行い、最後に予算議案の審査を行いたいと思います。

それでは、第32号議案大分県安心こども基金条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

二日市こども未来課長 第32号議案大分県安心こども基金条例の一部改正についてです。

議案書は263ページですが、説明は委員会資料で行います。資料10ページをお開きください。

1 条例の概要ですが、この条例は大分県安心こども基金の設置及び管理に関し、必要な事項を定めたものでございます。

2 改正の理由ですが、国が基金事業の実施期限を平成33年3月31日まで延長することから、所要の改正を行うものです。具体的には、3改正の内容のとおり、条例の終期を平成33年6月30日まで延長するものです。

4 施行期日は、公布の日からとしています。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、第34号議案指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について及び第35号議案大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、一括して執行部の説明を求めます。

高橋障害福祉課長 第33号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について等3議案を一括して説明申し上げます。

議案書は264ページからですが、説明は委員会資料で行います。資料11ページを御覧ください。

初めに、障害福祉サービス基準条例等の一部改正ですが、1改正の理由にありますように、障害者総合支援法が改正されたことに伴い、2改正する条例に掲げる三つの関係条例について改正を行うものです。

3改正の内容については、右側にありますように、新しいサービスの創設として、①の一般就労に移行した障がい者の様々な困り事などの課題を、事業所や家族への訪問などにより解決を図る就労定着支援、②の一人暮らしをする障がい者に対し定期的に自宅へ訪問するなど、円滑な地域生活の助言等を行うことで解決を図る自立生活援助が創設されたことにより、事業を実施する上での人員等の基準を規定するものです。

次に、③の共生型サービスにつきましては、児童福祉法に基づく障害児通所支援又は介護保険法に基づく居宅サービス等の事業所として指定を受けている事業所で、障害福祉サービスが提供ができるよう、規定するものです。今般の

改正により、近隣に障害福祉サービス事業所がない場合であっても、共生型サービスの指定を受けた、身近な事業所でのサービス利用が可能となります。

サービスの追加についてですが、共同生活援助、いわゆるグループホームの支援は、夜間が主なものとなっていますが、常時の介護が必要な障がい者等を対象とした日中サービスの支援を追加するものです。

次に、12ページをお開きください。

第34号議案、指定通所支援の基準条例等の一部改正ですが、こちらも1改正の理由にありますとおり、児童福祉法が改正されたことに伴い、2改正する条例に掲げる三つの関係条例を改正するものです。

3改正の内容については右側にありますように、まず、児童発達支援の運用の見直しであります。人員配置基準や事業内容の情報提供の義務化を新たに規定するものです。

次に、新しいサービスの創設ですが、重度の障がいの状態にあり外出することが著しく困難な障がい児等に対して、居宅を訪問して基本動作等の指導等を行う居宅訪問型児童発達支援を創設するものです。

共生型サービスについては、さきほどと同様です。

障害児入所施設の運用の見直しとしましては、看護師としていた人員配置基準を、看護職員として、保健師、准看護師等へ拡大するものです。

施行日は、いずれも本年4月1日としています。

ただし、指定通所支援基準条例のうち児童発達支援の運用の見直しにつきましては、1年間の経過措置を設けることとしています。

続きまして、第35号議案大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

議案書は309ページですが、委員会資料の13ページを御覧ください。

1の改正の理由ですが、障害者総合支援法の一部改正により条例中に引用している項ずれに伴う規定の整備です。

2の改正する条例は、大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例です。

3の改正の内容については、身体障害者更生相談所の業務を規定した条例第3条第3号中の補装具の引用条項第5条第23項を第5条第25項に改めるものです。

4の施行期日は、平成30年4月1日からとしております。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

土居委員 第33号、第34号ともになんですけども、事業所指定に関する特例で共生型サービスの位置付けというのがあります。県下でこういうケースはどれぐらいあるんでしょうか。

高橋障害福祉課長 共生型サービスにつきましては、まだ実績はございません。そういう意向があるというお話はちらちら出てきておりますけれども、実際の指定はまだでございます。

土居委員 分かりました。

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第33号議案指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第34号議案指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、第35号議案大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係部分について、第3号議案平成30年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について及び第4号議案平成30年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

長谷尾福祉保健部長 福祉保健部で御審議いただきます予算議案は、第1号議案、第3号議案、第4号議案の合計3議案でございます。

それでは、まず第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち、福祉保健部関係について、その概要を説明させていただきます。

説明は、お手元の平成30年度福祉保健部予算概要を使って行います。

5ページをお開きください。

まず、(1)一般会計ですが、当部に関する予算総額は、福祉保健部①の計の部分で9億61万1,676千円でございます。

これを29年度当初予算額(B)と比較しますと2億8,364万2千円、率にして2.2%の減となっております。

6ページを御覧ください。

(2)特別会計ですが、第3号及び第4号議案では、当部所管の国民健康保険事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計等につきまして1,218億7,322万9千円を計上しているところです。

今回の予算にかかる重点事業等につきましては、16日の予算特別委員会で説明しましたので、それ以外の主な事業と、債務負担行為を2件お願いしておりますので、その内容について、それぞれの担当課・室長より説明させていただきます。

壁村地域福祉推進室長 説明申し上げます。予算概要の12ページをお開きください。

事業名欄一番下の地域のつながり応援事業費1,647万2千円でございます。

この事業は、孤立ゼロ社会の実現に向け、市町村や県・市町村社会福祉協議会等と協働し、地域のつながりの再構築を図るものです。

一つ目の二重丸にありますように、地域共生社会の実現に資する人材の育成や、地域共生社会の構築に向けたモデル的取組を行う市町村に対する助成を行うとともに、二つ目の二重丸では、複数の市町村域をカバーする権利擁護センターモデルの立ち上げ支援等を通じ、引き続き成年後見制度の推進を図ります。

廣瀬医療政策課長 説明申し上げます。28ページをお開きください。

上から2番目の地域医療を担う医師確保対策事業費6,190万円でございます。

この事業は、県内の医師不足を解消するため、大学や地域中核病院等と連携して地域医療を担う医師を確保するとともに、小児科・産婦人科等の医師の県内定着を促進するものです。

主なものとして、一つ目の二重丸では、地域中核病院や小児科・産婦人科等で後期研修を行う医師に対し研修資金を貸与するものです。また、二つ目の二重丸では、地域中核病院や小児科・産婦人科等に勤務する医師の国内外での研修費用を補助するものです。

次に、31ページをお開きください。

上から3番目の地域医療介護総合確保施設設備整備事業費1億5,318万5千円でございます。

この事業は、高齢化の進展等に伴い急性期から在宅まで切れ目ない医療提供体制を整備するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、医療機関が行う施設・設備整備等に対して補助するものです。

一つ目の二重丸では、回復期病棟やリハビリテーション施設等を整備する経費について助成します。本事業により、大分市、中津市、竹田市の4病院82床について、急性期から回復期への病床機能転換が予定されています。

次に、38ページをお開きください。

上の公立大学法人運営費交付金5億9,341万6千円でございます。

この事業は、公立大学法人大分県立看護科学

大学の運営に要する経費について、人件費等の所要額から授業料等の自主財源を控除した額を、運営費交付金として交付するものでございます。

平成30年度からの第3期中期目標を踏まえて、優秀な学生の確保を目的として、授業料減免基準を国立大学基準まで拡大する一方、より適正な交付金額になるよう、自主財源の算定については実態に合わせた見直しを行いました。**藤内健康づくり支援課長** 説明申し上げます。50ページをお開きください。

上から2番目の聴覚障がい児療育体制強化事業費664万8千円でございます。

この事業は、聴覚障がいを新生児期に発見し、乳幼児期から十分な療育が受けられる体制を構築するため、精密検査が可能な機器を整備するとともに、聴覚障がい児に対して専門的な療育を提供する新たな施設の確保に向け、医師や言語聴覚士を対象とした研修等を行うものです。

清末高齢者福祉課長 説明申し上げます。67ページをお開きください。

下から2番目の介護サービス基盤整備事業費1億3,777万8千円です。

この事業は、地域の介護サービス等の充実を図るため、29名以下の小規模な介護施設等の整備を地域医療介護総合確保基金を活用して行うものです。

主なものとして、二重丸の一つ目のポツでは、小規模な特別養護老人ホームなどの創設や増設に対して、市町村が経費を助成する場合に定額を補助するとともに、二つ目のポツでは、施設の円滑な開設のため、開設前の介護職員や看護職員等の雇い上げや研修費用等、開設準備に要する経費を市町村が助成する場合に定額を補助するものです。

次に、68ページをお開きください。

一番上の介護労働環境改善事業費596万2千円です。

この事業は、介護職員の働きやすい職場環境を整備するため、労働環境の改善に向けた取組を行う施設等を支援するものです。

一つ目の二重丸では、介護従事者の離職の主な原因の一つが腰痛であることから、ノーリフ

ディングケア——持ち上げない・抱え上げない介護を推進するための研修を実施するとともに、二つ目の二重丸では、従事者の負担軽減のため、介護ロボットの導入を支援するものです。

二日市こども未来課長 説明申し上げます。77ページをお開きください。

一番上の地域の子育てコミュニティづくり推進事業費709万1千円でございます。

この事業は、子育ても仕事もしやすい環境づくりを推進するため、男性の子育て参画を促す取組などを総合的に実施するものです。

一つ目の二重丸では、企業の経営者や管理職をはじめ、子育て中の父親などを対象としたセミナーを開催するとともに、二つ目の二重丸では、男性の子育て参画を推進するための出前講座を実施します。

次に84ページをお開きください。

上から2番目の私立幼稚園業務改善等支援事業費663万2千円でございます。

この事業は、一つ目の二重丸にありますように、業務改善のためのICT化支援として、幼稚園教諭等の業務負担の軽減を図るため、書類作成や園児の登降園管理等の業務のICT化に必要な費用を補助するとともに、二つ目の二重丸認定こども園等への円滑な移行のための準備支援として、私立幼稚園が新制度に円滑に移行できるよう、認可申請事務等を行う職員を雇用する園に対して補助するものです。

大戸こども・家庭支援課長 説明申し上げます。90ページをお開きください。

1番上の児童養護施設退所者等支援強化事業費1,923万1千円は、児童養護施設等の入所児童及び退所児童の社会的自立を支援するため、児童アフターケアセンターおおいたを通じて、個々の児童の状況に応じた支援を行うものです。

センターの運営委託を行うほか、二つ目の二重丸にありますように、新たに自立支援コーディネーターを配置し、自立までの継続支援計画を作成の上、伴走型の支援を行うとともに、三つ目の二重丸にありますように、児童養護施設等の退所者で引き続き支援が必要な者に対して

生活費を補助します。

91ページを御覧ください。

上から2番目の里親リクルート対策事業費404万1千円でございます。

この事業は、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、より家庭的な環境における養育を推進するため、里親の登録数増加に向けたリクルート活動を行うものです。

具体的には、一つ目の二重丸の二つ目のポツにありますように、里親に関するフォーラムを民間団体と協働で開催すること等により、里親制度の普及啓発と登録促進を推進します。

高橋障害福祉課長 説明申し上げます。102ページをお開きください。

上から2番目の障がい者福祉施設整備事業費1億71万円でございます。

この事業は、障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人等に対して補助するものです。30年度は、豊後高田市の多機能型事業所1か所の大規模修繕、中津市のグループホーム1か所の創設を予定しております。

次に104ページをお開きください。

一番上の障がい者工賃向上支援事業費1,511万6千円でございます。

この事業は、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労継続支援B型事業所等の工賃向上等を図るものです。

具体的には、一つ目の二重丸にありますように、民間企業との連携により、付加価値のある商品開発や新たな販路拡大に取り組むとともに、二つ目の二重丸では、農業分野に参入している就労継続支援B型事業所に農業専門家や地域の農業者から指導・支援をいただくなど農福連携の取組を強化し農産物の売上げを伸ばすことで、工賃向上につなげます。

次に108ページをお開きください。

上から3番目のパラリンピックふるさとアスリート強化事業費210万円でございます。

この事業は、2020年東京パラリンピックでのメダル獲得が期待される県内選手の競技力向上等を図るものです。具体的には、中央競技団体から強化指定を受けた県内在住若しくは

出身選手の競技活動に応じて、国内外大会への参加経費や指導者招聘等に要する費用について、一人最大35万円を助成します。

次に118ページをお開きください。

一番上の県立病院精神医療センター整備事業費4,206万1千円でございます。

この事業は、精神科救急及び身体合併症治療に24時間365日対応可能な精神医療センターを設置する県立病院に対し支援を行うことで、患者の早期社会復帰とその家族の不安解消を図るものです。平成28年度に基本設計を、今年度は実施設計を行い、30年度にはいよいよ本体工事等に着手します。

病院局や土木建築部と連携を図りながら、目標である32年度中の開設に向けて取り組んでまいります。

二日市子ども未来課長 債務負担行為について、説明申し上げます。

お手元の議案書16ページをお開きください。

番号5おおい子育てほっとクーポン活用事業、期間は平成30年度から33年度までで、限度額は6,692万円でございます。

これは、クーポンの有効期限を出生から3年間としていることから、その期間内にクーポンが全て使用された場合の額を計上しています。

高橋障害福祉課長 説明申し上げます。17ページを御覧ください。

番号6県立病院精神医療センター整備事業、期間は平成30年度から31年度までで、限度額は3億7,264万2千円でございます。

これは、平成32年度中の同センター開設に向け、平成30年度から本体工事等に着手することとしており、その工期を約18か月と想定していることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

衛藤副委員長 結構たくさんあって、一つ目が、全体の事業とか所管についてですね。さきほど生活環境部でちょっとお話をさせていただいたんですけども、福祉保健部にも関わる問題で、今ひきこもりの問題を生活環境部の私学振興で

見えています。元々の起こりというのが、学生時代からひきこもりが始まるので、その関係で私学で見ていたらしいんですけども、今ひきこもり自体が、問題は高齢化してきていて、実態の扱いとしてはかなり福祉領域に入ってきているので、厚生労働省も社会援護局で見ているところなので、分担としては、福祉保健部でこれからケアしていくこともぜひ考えていただけないかなと。ひきこもりに関しては、発達障がいとの関連とか、さきほど大友議員の一般質問でもありましたように、そういった関係もあるので、そういう見直しをぜひ検討していただきたい。

あともう一つ、DVについても同じで、元々女性の人権問題からスタートしているんですけど、女性への暴力、これも福祉領域が今現在負うところが多いんです。スタートは元々人権だったかもしれないんですけど、そういったところの所管の見直しもぜひ検討していただければと。生活環境部で話したら、生活環境部が見た方がいい理由というのがなかなか出てこなかったもので、その辺も片一方だけではできないと思うので、要望で、ぜひ御検討いただければというところです。

二つ目が、概要の28ページの地域医療のところ、予特でも少し御質問をさせていただいたんですけど後継者、特に地域の小さい病院が後継者探しに——結構高齢になって、子どもさんがもう継ぐ人がいないので。ただ、閉めるのは忍びないので、今の施設を使っただけのお医者さんを探しているけどなかなか見つからないということもありますので、そういう後継者探しも、医師会さんだけにお任せするんじゃなくて、行政もぜひサポートをしていただければという要望です。

そして3番目が、76ページの出会い応援事業費。ここは、いつもいろいろ言っているので余り言わないんですけど、今年目標値、過去の実績が余り上がっていないという問題があるので、それを踏まえて今年、今年初婚、第1子を増やしていくという、ターゲット、アプローチの設定自体は非常にすばらしいものがある

と思うんですけども。そういう中で、どれぐらいの目標、ターゲットを設定しているのかというのを教えていただけませんか。

あともう一つが、幼児教育についてなんですけれども、幼児教育の中で、小学校と幼稚園、保育園との連携、幼保小の連携ということが今話題になっていて、そのところを推進するために、教育委員会の義務教育課に幼児教育支援班でしたっけ、今度立ち上がるということなんですけれども。ここにもぜひ福祉保健部、保育の関係からも、保育がきちんと入って回していかないといけないところだと思うので、保育の関係からもぜひここに、人が入ればすばらしいなど私は思っているんですけども、その辺のアプローチをどうされるのかということ。

最後が、障がい者歯科センターがこの春に立ち上がることになりました。

そこで、今まで大分の障がい者の歯科医療は、大分療育センターが一手に引き受けてきたわけなんですけれども、これから新しくできるセンターと大分療育センターとの連携というか、すみ分けというか、そこら辺の整理はどういうふうになっているのかというのを教えていただけますでしょうか。

長谷尾福祉保健部長 私からは1番、ひきこもりとDVのお話を要望的にいただきましたけれども、確かに高齢化で、ひきこもりも高齢化しているのも実際そうございまして、流れとしては、まず、委員がおっしゃったように、学校時代からのひきこもりからだんだん高齢化していくという流れで、これは十分連携をしてここまでやってきております。特に、ひきこもりの中でも精神的なものがかなり強いということになれば、こころとからだの相談支援センターで取り扱うようにしておりますし、保健所でも動きます。

ただ、そういった中で今後どうしていくかというのは検討はしていきたいと思えます。

それとDVの方なんですけれども、これもなかなか領域が重なる部分がございます、そもそもシェルターの発想というのが生活環境部にもございますし、私どもでは婦人の一時保護所

もございます。そういうところはほかにもいろいろありますので、トータルとして県全体でどう見るか、よく研究もしていきたいと思っております。

とにかく生活環境部、特に総務部も関係してくるので、よく研究をしていきたいと思えます。

あとは関係課長から。

廣瀬医療政策課長 先般の予特のときに委員から御質問をいただきました。実は、あの後も医師会の会長さんとかとずっと話しています。どんな施策があるのかなど、医師会に任せ切りではなくて、私どもと一緒にやりましょうねという話をやっているんですけど、調査の仕方にしても、やはりプライバシーの話もあるし、跡継ぎがないよとなれば、それはそれでまずいということで、聞き方をどうするかは、私を含めて今話をちょっとずつ進めているところです。

あと、どんな対策があるのかということも、いろいろ意見交換をしている中で、他の県の状況とかを調べながら、行政としてどんな対策ができるのかなどということを探りながらやっていきたいなと思っているところです。

二日市子ども未来課長 私から2点、まず、出会い応援事業の目標数値でございます。これまで、27年度、28年度、29年度と3年間、広域イベントをやってきて成婚数は、把握している範囲では3件という不本意な結果になっております。

30年度からは出会い応援センターを設置しまして、具体的に結婚に結び付く働き方をしてまいり所存です。

目標といたしまして、3年間で会員数1,200人と、成婚数40組を目標としております。これは、これまでのイベントの参加者の半分の方々には会員になっていただくという計算と、それから、そのうち3%程度を成婚目標としております。先行してありますよそ県のセンターの実績と比べましても大変高い目標に設定しております。

それから、2点目、幼児教育の件でございます。義務教育課の中に幼児教育の班が設置されるということは、義務教育課長から私も直接、

度々お話を聞いて情報交換をしております。これまで、特に幼稚園、公立と私立の幼稚園や認定こども園のことで研修などを相乗りしてやってきておりますし、引き続き情報を交換して、私どもにとっても専門家の意見は貴重ですので、続けていきたいと思っております。

藤内健康づくり支援課長 この3月にオープンする大分県歯科医師会が開設する口腔保健センターと、従来一手に県内の障がい歯科を担ってきた別府発達医療センターの設置する大分療育センターのすみ分けや連携について御説明いたします。

まずは、先にすみ分けについてですが、御案内のように、別府発達医療センターという療育施設が大分療育センターを運営していますので、そこに通園されている方々の歯科治療を、まずはこの大分療育センターが担うことになろうかと思えます。

そして、歯科医師会がオープンした口腔保健センターは、それぞれの歯科医師会の会員の先生方が、かかりつけ歯科医として、この方はちょっと障がいがあって、自分ではなかなか難しいという患者さんを、この口腔保健センターに紹介していただく。患者さんの元々の由来が少し違うので、そこでのおのずとすみ分けができるのではないかなと考えています。

とはいえ連携は非常に重要でございまして、今回この大分県歯科医師会が口腔保健センターを立ち上げるための準備委員会を20回近く開催しているんですけども、その中でも、この別府発達医療センターの荒井先生、ずっと1人で頑張っておられた先生も入っていただいて意見をいただいたり、それから、県でも障がい歯科の検討会をずっと持っていますが、その障がい歯科の検討会に荒井先生と、それから今度、大分口腔保健センターの医師として就任される天野先生と一緒に御参加いただきます。そうした形で、これから県もこの二つの機関が本当に有機的に連携するように、しっかりそこはフォローしていきたいと考えていますし、今まで、別府発達医療センターで3か月待ちというような状況です。今回、3月30日にオープンしま

すが、そうしたオープンを聞いて、待っている患者さんが、例えば急ぐので、御紹介をいただくというようなこともあろうかと考えています。**衛藤副委員長** さきほどの歯科診療の件は、ぜひこの調子でコミュニケーションをとって行って、しっかり進めて行っていただければと思います。

出合い応援事業の件は、非常に乱暴な議論になってしまうと、目標が40組ということなんですけれども、たしかこの3年間で7千数百万円使ったと思うんですけど、これ単純に同じように使うと考えて40組で割ると、大体1組175万円なんですよ。1組当たりのカップルを作るのに175万円使っていると、成婚させるのに175万円使っている。これをどういふふうに判断するかなんですけれども、そういうのも含めて、費用対効果を考えながら、これからも議論させていっていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

後藤委員 116ページのマル特の、発達障がい児・家族支援体制強化事業費について、これは発達障がいのお子さまの御家族、特にお母さんは非常に喜んでいらっしゃると思うんですけども、発達障がい児支援コーディネーターを1名配置とあるんですが、これは具体的に県下で1名なのかとか、何か分かることがあれば教えていただければと思っております。

高橋障害福祉課長 コーディネーターの件でございまして、発達医療センターに今回1名配置をいたします。具体的には、療育が必要と思われる方の個別の調整をやるようになっていきます。具体的に言いますと、発達相談会とかでお子さんとお母さんがいらっしゃるごときで、ちょっと疑わしいとか療育について相談をしたいと。あるいは、療育機関に行くべきなのか、あるいは医療の方に、病院にかかるべきなのかというような状況の方に対して相談に乗って、こういう状況であれば、まずは療育センターで御相談してみてくださいとかいうような形のものを考えております。

ですから、発達障がい支援センターの方にそういった問合せがあった場合でももちろん対応

いたしますし、そういう個別の調整機能を充実させたいという趣旨でございます。

守永委員 120ページに、自殺予防対策強化事業費が掲載されているんですけども、この取組に関連する部分で、いのちの電話の取組が、大分でも古くから取り組まれている状況があります。今、昔の点字図書館の建物をお借りして運営をしているわけなんですけど、今後安定的に運営をするということが大事ですし、事業そのものの支援ということとあわせて、あそこが、この事業に取り組んでいるNPO法人そのものがきちんと運営をしていく、若しくは、県そのものがそういった機能をもっていく、そういった、いわゆる長期的な視点に立ったときに、この自殺予防対策というものをどのように思い描いているのか、お伺いしたいと思います。

高橋障害福祉課長 いのちの電話について、まずお答えをいたします。

旧点字図書館に今入って、その事務所で活動をしていただいております。こちらにつきましては、特別支援学校の再編により、31年度に取り壊すとお聞きしております。したがって、移転が必要という状況になっており、30年度中の移転を予定しているところでございます。

いのちの電話につきましては24時間対応で、自殺に関する相談にも乗っていただいております。非常に重要な位置付けと考えております。平成24年から、経営状況が非常に厳しい状況になって、御相談を受けたときから現在の旧点字図書館にお移りいただき、施設の無償貸与ということで、それまで、たしか家賃が年間230万円ぐらい支払っていたかと思うんですけど、その分を無償貸与という形で支援してまいったところでございます。

この30年度につきましても、引き続き無償貸与という形をとり、31年度からの取壊し前に移転できるようなお話を、今調整をしているところでございます。

そういった形で、ある程度支援もしてまいりましたので、自主財源も一定程度ございます。今後につきましては、新たに民間のところへ転

居してそこで運営をしていくということになりますので、できるだけ負担が増えることのないように、何らかの対策をしながら。また最近、支援者といえますか、協賛をいただける方も少なくなっているようなお話も伺っていますので、そういった支援の方法等も一緒になって考えながら、経営安定に、一緒になってそういった方策を考えていければと思っております。

いずれにしても、非常に重要な機能ですし、自殺予防対策に欠かせない組織だと思っておりますので、県も一緒になっていのちの電話の運営状況を支援していきたいと考えております。

守永委員 いずれにしても、近年自殺者が少なくなってきたとは言いながらも、まだまだ多くの方が自殺をするという状況でもありますので、大分県でそういう方の命を1人でも救えるように連携した取組をお願いしておきたいと思っております。

それとすみません、あと一つだけ聞かせてください。

108ページの、パラリンピックふるさとアスリート強化事業費で、1人35万円で6人とされているんですけども、この6人というのは、選手候補というのが具体的に決まってる6人なのか、一応、枠としてそういうふうなことなのか、教えてください。

高橋障害福祉課長 今現在で、選手の特定はまだしておりません。210万円というのは、枠の形になるかと思っております。35万円掛け6人ということで、一応枠は6人ですけども、これまで、前回のパラに大分県の選手の方が2人御参加していました。それ以前は、4人ほど継続して出られていたかと思っておりますので、目標としてはこれまで以上の選手に出させていただきたいと思っておりますし、6人以上出いただければと思っております。

中央の団体で、特別強化選手というような指定されている選手がかなりいらっしゃいますので、そういった選手にぜひ出させていただきたいと考えております。

守永委員 状況は分かりました。できればいろんな方々が、頑張ればそういったことも可能性

があるんだというふうに、夢を追いかけるような取組にしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

原田委員長 高橋課長、前回のパラリンピックに出たのは、大分県は2人でしたか。大分県からは、もっと出ていますよね。

高橋障害福祉課長 中西麻耶さんと、それと木谷さんのお二人です。

土居委員 さきほど室長から説明があったんですけども、12ページの成年後見制度の推進について、もうちょっと詳しく知りたいなと思っています。

契約でサービスを選ぶ介護保険制度が始まる前年からこれスタートしているんですけども、一向に進んでいないんです。竹田市もなかなか進んでいないので、様子を見ているんですけども、いろんな勉強をしているようです。複数の市町村域を、権利擁護センターを立ち上げるということも検討しているようですが、私は、ちょっとやっぱり権利擁護センターが身近じゃなくなるんじゃないかなという危惧もしているんです。ですから、その辺どのように考えているのか。広域化を進めるにあたって、どういう利点でどういうデメリットを克服して、こういうモデルを推進しようとしているのかについてお伺いします。

壁村地域福祉推進室長 成年後見制度の推進についてお答えをします。

これについては、国の方でも5年計画を昨年、この推進について進めるような計画を打ち出したところですが、県におきましても、今後全県下で法人後見実施機関の設置を目指すところとしているところがございます。

今現在、法人後見を設置している市は、中津市と臼杵市の二つにとどまっております。そして、来年度から1か所、大分市が設置を予定しているところがございます。なかなかこういった状況で推進が進んでいないという御意見をいただきました。この分につきまして、県におきましては、単独の市町村では設置が難しいところもがございます。というのは、中津市等で設置しているところは、年間約800万円から1、

200万円程度の費用がかかります。単独で設置することが難しい状況でございますので、今のところ、県では広域をカバーする実施機関の設置のモデル事業を、平成29年度と平成30年度の2か年で取り組みまして、平成31年度に、一つ広域の機関設置を目指しているところでございます。

本年度は、広域型権利養護センターの設置準備会議を4回ほど開催いたしまして、そのほか、対象市町村や実際の実施機関となります社会福祉協議会との調整を行っております。一応モデル圏域の決定ということで、今のところ、国東市、豊後高田市、姫島村の3市町村で設置するというところで進んでおります。

センターの設置に係る費用積算、負担割合とか、そういったことを今協議している状況でございます。

今後は、来年度4月以降は準備会議も毎月1回開催していくこととしておりまして、具体的な作業としては、実施要項の案を設定したり運営委員会を設立したいと、そういった準備を進める予定でございます。

末宗委員 部長に聞きたいんですけど、福祉の予算、国が毎年1兆円とか言うて、自然増で毎年1兆円とか、財源は5千億円とかになっちゃうんですけど、今年20何億円か減っちゃったよね、大分県は。時代に逆行しちゃるのか、大分県民をいじめるのがいいことか何かよう分からんけど、ちょっとそこら辺りの所見を、どういう流れに時代がなりよるのか、教えていただきたいと思うて。

長谷尾福祉保健部長 末宗委員のおっしゃるのは多分、社会保障費の関係だと思います。平成30年度の国の予算の社会保障関係費、1.5%の伸びでございます。本県の場合が1.2%、ほぼ近いんですけども、多分、本件は高齢化が先に行っているんで、伸びしろが少し落ちているのかなと。予算が20数億円落ちた一番大きな理由は、国民健康保険の安定化を目指して基金を積んできました。これが実は、29年度、今年度は大きな額を積んだものが激減しまして、要するに国庫が入ってきて、それを財源に県の

条例基金に積む額が落ちたんです。この辺のところの差が総額として落ちたように見えるんですけども、いずれももう一つ国保の関係で安定化事業がございますけれども、国民健康保険が制度的なもの、29年度に国庫補助金を受け込んで基金に積んだり事業をやったものが、来年度は大きく落ちるということで、福祉の後退というのは一切ございません。

末宗委員 今後の見通しも聞いたんですけど。

長谷尾福祉保健部長 これは、多分、流れとしては増えていくんだろうと思います、社会保障関係については。ただ、さきほど来いろんな議案で委員方に御提示してきたように、例えばさきほどの介護医療院みたいなものは、多分、医療と介護のはざまでどうするかという一つの方策だろうと思っていますし、また、診療報酬あたり毎年大きくなってきますけれども、これが国の負担が例えば5千億円増えてくると、それを圧縮するとかいう話になってきます、1兆円を5千億円に圧縮。そういった流れは多分続いていくと思いますけれども、やはりいかにして持続性を保ちながら社会保障を継続させていくかといったことになってくると思います。流れとしても高齢化ですから、右肩上がりにはいくと思います。

原田委員長 末宗委員、よろしいですか。

末宗委員 ちょっとついでにもう一つ。団塊の世代が75歳になる2026年に何かあったよね、問題が。その頃が頂点だろうという話なんですけど、そこら辺りは、大分県はどう見てるのか、見解を教えてください。

長谷尾福祉保健部長 2025年問題というふうに言われておりますけれども、75歳以上の後期高齢者に団塊の世代全員が入るかもといったようなことでございます。高齢化率というのがございまして、今31.2%ぐらいだったと思うんですけど、これが34%まではね上がります。

したがって、我々はいつも議会のたびに申し上げているように、医療と介護の両方を必要とする世代が増えてくるということがございます。そのため、在宅医療と介護をできれば進

めていきたいなど。希望を取ってみますと、病院よりもできれば在宅で過ごしたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった環境を整えば、なるべく在宅で、そこに往診、訪問看護、訪問の介護、こういったものを入れながらやっていくのが一つの私どもの理想とするところなんですけれども、そういったものを迎えて、多分、社会全体が動いていくんだろうと思っております。確かにピークが2025年に一つ峠が来るんだろうとは思っております。

原田委員長 私からも二つ質問をさせていただきます。

76ページの、さきほど衛藤副委員長が質問した、おおいた出会い応援事業費のことです。

第3回定例会で県民クラブの小嶋議員が、茨城のサポートセンターの例を出しながらして、この前、予算特別委員会で答弁もありましたけど、そのとき二日市課長から、「民間」とかいう言葉が出たので、あれっと思ったんですけど、委託するのか、どういうイメージなのかを、サポートセンターの部分ですけど、お教えいただければと思います。

もう一点なんですけど、90ページの児童養護施設にかかわる事業費の件です。

先週、実は別府市の児童福祉施設の方々と意見交換をする場があったんですけど2018年度の予算を御紹介したら、福祉関係の方は本当に喜んでいました。直接、施設だけのじゃなくて、例えば里親とか子ども食堂を含めて、幅広い施策が盛り込まれて、本当に皆さん喜んでいましたことをお伝えしたいと思います。

その中で一つだけ、90ページの一番上のところの右側の、児童養護施設退所者等で支援が必要な方への生活費補助というのがあるんですけど、このイメージがちょっとよく分からなくて。例えば、本当に支援が必要な人は、退所せずにそのままの方がいいんじゃないかなという思いがあるんですけど。例えばこれは、自立に向けての退所の方を対象としているのかということをご教示いただきたいと思います。

二日市こども未来課長 出会い応援センターについて御質問をいただきました。

これは委託事業で、提案協議によってコンペですね。県でこういう事業をやってほしいという仕様を決めまして、手を挙げていただいた各団体さん、企業かもしれませんが、あるいはNPO法人などの場合もあると思いますが、そちらで提案していただいて、審査会を設けて審査の後決定するということになります。県が直営で人を雇って、例えば嘱託職員などを雇って運営するのではなくて、基本的にはある程度ノウハウのあるところに委託をしたいと考えております。

大戸こども・家庭支援課長 児童養護施設等を退所して支援が必要な者のイメージなんですけれども、基本、必要があれば20歳までは措置の延長が可能となっております。18歳を過ぎて大学等に進学をしたけれども、例えば途中で退学とか離職をしてしまった人が出てきたりします。そういった方たちとか、あるいは就職はしたけれども、実家の支援、帰ることができなくて、里親の家に引き続き生活しながら学校に通ったり職場に通ったりという方たちがいます。そういった方たちの中で、やっぱり公的な支援が要るよねという人については、今年度から自立支援のコーディネーターというのを、アフターケアセンターおおいたに配置して、計画を作って、その下に支援していこうというものでございます。

原田委員長 施設の退所者等の支援についてはよく分かりました。

サポートセンターのことなんですけど、いわゆるパーティと違って、今度やるというのは、個人情報を取扱いが、やっぱり以前よりも責任が重たくなるわけですから、そういう意味でいうと、私はやっぱり公であるべきじゃないかなという個人的な意見は持っています。もちろん、公がそこまでするかという意見はまた片方であるわけなんですけど、くれぐれも、個人情報の取扱いを含めたところというのを、責任を持ってやっていただきたいなということを要望しております。

ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これより、午前中に審査しました生活環境部関係部分と合わせて採決いたします。

第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第3号議案平成30年度大分県国民健康保険事業特別会計予算について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第4号議案平成30年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

まず、継続請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

藤丸国保医療課長 お手元の青色の継続請願文書表の1ページをお開きください。

請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、御説明申し上げます。

昨年12月の第4回定例会でも御説明しましたとおり、国は、地方単独医療費助成の現物給付化に伴う医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国保の国庫負担を減額す

る措置を講じています。

しかし、国は、全ての市町村が未就学児を対象に何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児を対象とする医療費助成については減額措置を行わないこととしています。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかにないようですので、これより、請願の取扱いについて協議いたします。

いかがいたしましょうか。

守永委員 国段階でも情勢がかなり変わる部分もあるのかなという思いがありますので、しばらく継続して審査していただければと思います。

原田委員長 ほかに御意見はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ただいま継続審査との意見がありました。本請願は継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

続いて、継続請願29 公的年金制度の改善についての意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

壁村地域福祉推進室長 お手元の青色の継続請願文書表の2ページをお開きください。

請願29 公的年金制度の改善についての意見書の提出に関する請願について、御説明申し上げます。

昨年12月の第4回定例会でも御説明しましたとおり、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律——いわゆる年金改革法は、少子高齢化が進む中で、公的年金制度のメリットをより多くの方が享受できるようにするために、制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって、将来的に安心な年金制度を構築するために国が導入したものです。

原田委員長 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、これより、請願の取扱いについて協議いたします。

いかがいたしましょうか。

守永委員 これもなんですけども、高齢化社会が進む中で、年金制度そのものの根本がかなり変わってくる状況もありますので、もう少し地域の実態の状況を精査していただければと思います。継続ということで。

原田委員長 ただいま継続審査との意見がありましたが、本請願は継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 御異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

長谷尾福祉保健部長 昨年12月の第4回定例会の際に、福祉保健部において策定する部計画9本の素案を御報告させていただきました。

その後、パブリックコメントを実施し県民意見を踏まえた上で、各策定協議会等に諮り、今回成案が完成しましたので御報告します。

あわせて、第4回定例会で審議・議決をいただきました県立看護科学大学の第3期中期目標に基づき、同大学が中期計画を策定しましたので御報告します。

各計画の説明は、それぞれの担当課長から申し上げます。

原田委員長 それでは、まず次第の①と②の報告をお願いします。

廣瀬医療政策課長 第7次大分県医療計画についてです。

委員会資料の14ページをお開きください。なお、お手元に計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

構成は、1 計画策定の趣旨等、2 医療圏の設定、3 安心で質の高い医療サービスの提供、4 地域医療を支える人材の確保と資質の向上とな

っていますが、そのうち1計画策定の趣旨等から3安心で質の高い医療サービスの提供までにつきましては、前回の常任委員会でお示しさせていただきましたので、本日は説明を省略させていただきます。

なお、昨年12月の常任委員会以降に開催した医療計画策定協議会で、災害時に精神疾患対応の拠点となる病院の整備に関して協議会委員から意見がありましたので、資料の左側の一番下のポツ、災害拠点精神科病院の検討について、計画に反映させております。

では、4地域医療を支える人材の確保と資質の向上ですが、医師については、これまでの医師確保の取組に加え、女性医師のワーク・ライフ・バランスの確保のため、短時間勤務の導入等により出産などライフイベント時の離職防止や復職支援に取り組みます。歯科医師については、医科との連携により患者の口腔ケアの確保を進めることとしています。薬剤師や看護職員については、研修の実施等により在宅医療における人材の確保・育成に努めます。

パブリックコメントの状況について報告いたします。資料右下の点線内、パブリックコメントの実施状況を御覧ください。

本年1月18日から2月18日にかけて、県民から意見を募集しましたところ、26件の意見をいただきました。

このうち、計画へ反映したものが、がん登録情報の活用など5件、計画の推進にあたり今後留意すべきものが、普及啓発に関するものなど13件等となっております。

修正後の計画案につきましては、3月23日開催の大分県医療審議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいたところでございます。

公立大学法人大分県立看護科学大学の中期計画についてです。

委員会資料の15ページを御覧ください。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

看護科学大学の第3期中期目標は、資料の上段に記載しているとおりで、12月の第4回定例会において審議・議決いただきました。

この中期目標に基づき、大学が中期計画を策定いたしましたので、御報告いたします。

下段の第3期中期計画（案）のポイントを御覧ください。

下線部分が第2期中期計画から新たに追加した事項となっておりますが、主なものについて説明します。

左側の1教育・研究等の質の向上では、
（1）高い専門性と豊かな人間性を持つ看護職者の育成の学部教育の①在宅での看取りなど地域包括ケアシステム推進を踏まえたカリキュラムの評価を行うこととしております。

また、左下の（4）研究成果の創出と地域社会への還元の①について、第2期中期計画での介護を福祉とし、今後の地域包括ケアの推進を踏まえ、様々な世代や健康レベルに対応した研究に取り組むこととしております。

右側の2社会貢献の拡大・充実では、（1）地域社会への貢献の③県内の行政機関等と連携し、健康長寿の社会づくりや災害支援に向けた活動を行うこととしております。また、第3期中期目標に新たに盛り込みました（2）産学官連携の充実強化では、研究開発の推進と研究を担う人材を育成することとしています。

3業務運営体制の強化と効率的な財務運営では、（1）業務運営の改善及び効率化の②ですが、開かれた大学運営を図るため、看護などの関係者や地域住民からの意見も反映させていくこととしております。

以上のように中期目標を踏まえた中期計画となっております、認可したところで。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別に御質疑等もないので、次にまいります。

③から⑤までの報告をお願いします。

藤内健康づくり支援課長 第二次生涯健康県おいた21についてです。

委員会資料の16ページをお開きください。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

初めに、計画の概要について説明いたします。資料左上、第1章計画の中間評価・改定にあたっての1にありますとおり、この計画は、健康増進法に基づく計画であるとともに、健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例の推進計画に位置付けられているもので、計画期間は、平成30年度から35年度までの6年間となっております。

次に、計画の内容につきましては前回の委員会で御説明しましたとおり、第2章本県の状況、第3章計画の基本的な考え方、第4章具体的施策の展開、第5章推進体制・進行管理としております。

次に、資料一番下のパブリックコメントについて説明いたします。

1 実施期間にありますとおり、本年1月12日から2月13日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は、2のとおり全部で8件で、内訳は栄養・食生活に関するもの1件、身体活動・運動に関するもの1件、喫煙に関するもの2件などとなっております。

3 計画への反映状況は、その意見の趣旨、内容を計画に反映したものは、給食でのうま塩メニューの提供など学校との連携に関するものと、健康経営事業所における“おおいた歩得”の活用2件、計画の推進にあたり留意すべきものが、受動喫煙防止対策に関するもの1件、計画に反映済みのものが、身体活動・運動など5件となっております。

大分県歯科口腔保健計画の中間報告・改定についてです。

委員会資料の17ページを御覧ください。

同じく、計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

まず、計画の概要について説明いたします。資料左上、I 大分県歯科口腔保健計画中間評価の趣旨の2番目にありますとおり、この計画は、歯科口腔保健法に基づく計画であるとともに、大分県歯と口腔の健康づくり推進条例で基本計画として位置付けられているもので、計画期間は平成30年度から35年度までの6年間となっております。

次に、計画の内容につきましては、前回委員会で御説明しましたとおり、II計画の中間評価と課題、IIIライフステージ別の歯科口腔保健対策、IV計画推進のための取組と推進体制としております。

次に、右下のパブリックコメントについて説明いたします。

(1) 実施期間にありますとおり、本年1月12日から2月13日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は、(2)にありますとおり、全部で5件あり、内訳は、乳幼児期、学齢期における虫歯予防に関するものが3件、高齢期における虫歯予防に関するものが1件、普及啓発に関するもの1件となっております。

(3) 計画への反映状況は、その意見の趣旨・内容を計画へ反映したものが高齢期の虫歯予防に関するもの1件、計画の推進にあたり留意すべきものが乳幼児期・学齢期における虫歯予防に関するものなど4件となっております。

大分県がん対策推進計画(第3期)についてです。

委員会資料の18ページをお開きください。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

まず、計画の概要について説明いたします。資料左上、第1章計画の策定にあたってにありますとおり、この計画は、がん対策基本法に基づき、本県におけるがん対策の基本方針として定めるもので、計画期間は平成30年度から35年度までの6年間となっております。

次に、計画の内容につきましては、前回委員会で御説明しましたとおり、第2章本県の現状と課題、第3章全体目標、第4章分野別施策と個別目標、第5章がん対策を推進するための各主体の役割としております。

次に、資料一番下のパブリックコメントについて説明いたします。

(1) 実施期間にありますとおり、本年1月12日から2月13日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は(2)のとおり、全部で5件あり、内訳は、がん検診に関

するもの2件、がん相談に関するもの1件、喫煙対策に関するもの1件、計画の概要に関するもの1件となっております。

(3) 計画への反映状況は、その意見の趣旨・内容を計画へ反映したものが、計画の概要に関するもの1件、計画の推進にあたり留意すべきものが、がん相談に関するものなど2件、計画に反映済みのものが、がん検診に関するもの2件となっております。

以上、本日、お手元に配布させていただいていますこれら3本の計画につきましては、今後公表する予定でございます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

衛藤副委員長 大分県歯科口腔保健計画のⅢのライフステージ別の歯科口腔保健対策で、その中の3番の②歯の損傷の予防対策としてのマウスガードの普及推進、ここなんですけど、ほかのところは全部、目標、ターゲットを決めているんですけども、ここはターゲットはないということなんでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 このマウスガードの普及推進では、具体的な数値目標を定めておりません。

衛藤副委員長 そうすると、どういったターゲットで取組を進めていくというお考えなんでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 お手元のこの計画をお開きいただきたいと思いますが、26ページの④歯科医師会、歯科衛生士会の取組として、上から四つ目の丸、保護者、関係団体、これはスポーツに携わる団体、機関を想定しておりますが、PTA、学童保育の関係者等に対して、歯磨きとかずっとある中で、マウスガード等の最新の情報を提供と普及に努めますと、こういう記述にとどまっております。

末宗委員 がん対策なんだけど、今年のテレビで、東京オリンピックまでにはがんの、計画とは全然違うんだけど、医療方法やね。あれでアメリカと日本とシンガポールで結んで、今もう治験まで入っているというんだけど、実用化が、東京オリンピックのときには間違いなくできる

というテレビがありよったんだけど。そういうものに対して、今やっぱり国民のほとんどは、がんだけは不治の病みたいな感じで、非常にがんに対して怖さがあるんだけど、そういうものの対策というのは、ここに入っているのかなどうかなというのと、それとパブリックコメントをやるんだけど、パブリックコメントというのは声なき声だけど、昔はサイレントマジョリティーとか言いよった、声なき声というのはどこに反映されるものかなと思って。

藤内健康づくり支援課長 委員御紹介のテレビの番組、私は見てございませんので、ちょっとそれについての的確に回答できるかどうか分からないんですが、がんの最新医療等については、第4章の4になりますかね、がん対策を支える基盤の整備の中のがん研究。この計画でも書かれておりますのは、ゲノム医療といいますか、遺伝子によって、この人のこのがんはこの抗ガン剤が効くとか効きにくいとかいうことを、遺伝子を調べることによって、その人のがんにも最も効果的な治療法を選択できるような、こうした研究の推進といったようなものをここには記載してございます。

今、委員が紹介したのがどういうものかちょっと分からないので、その辺が答えになっているかどうか分からないんですが。

末宗委員 見ていないじゃ困るんだ。東京オリンピックのときは間違いなく——そのテレビで言いよったのは、がんの種類というのが細胞が40ぐらいあるというんや。そして、今開発されたのは、20ぐらいのがんの細胞に対して、細胞に液か何かをしたら、20ぐらい——今、お医者から見捨てられた患者だけを対象に治験をやりよるのやけど。そしたら、20ぐらいの細胞には、細胞にそれを入れたら、何万回かいったら壊れるというんよね。20の細胞というのは、がんの8割から9割に該当するというんよ。1割から2割ぐらいは該当せん細胞があるんだけど、残り20がその1割から2割になるんだけど、そういうのが現実化して、東京オリンピックまでだから、2年しないでくるわけよね。そのときに、大分県のがん対策はこういう

ことをやっけて、そういう医療が世界的に——随分、その機械というのは恐らく高いと僕は高いと思うんよ。そういうのを、こういうようながん対策とかやめて、その機械を買うの方が、県民に対して一番幸せをもたらすんじゃないかと思うちよる。

原田委員長 末宗委員、それは昨晚のNHKの放送ですかね。

末宗委員 いや、昨晚やない。2か月ぐらい前。

藤内健康づくり支援課長 最新の医療で本当に有効である科学的な根拠が得られたものについては、保険診療の対象になったり、あるいは日本であれば、東京であろうが大分であろうが同じように受けられるような体制が整いますので、少なくとも、こういう関係機関に対して、県内の大分大学医学部附属病院にしる県立病院にしる、最先端の情報を集めながら進めておりますので、その辺りは、そんなに東京と大分で大きな差が出る、特に、ちゃんと科学的な根拠のあるものについては大きな差がないと認識しております。

それから、二つ目のサイレントマジョリティーの意見をどう反映するかということですが、確かに、こういう計画づくりの中でパブリックコメントをしても、なかなか意見を書けない方が大部分です。特に、がんとかで言えば、実際にその患者さんを見ておられる専門家、それは医師だけじゃなくて様々な専門職種がいらっしゃいますが、今回の計画策定では、そういう方々からも意見をいただきましたので、実際に患者さんを見ていらっしゃる方々がその声を代弁していただいて、今回のこういう計画ができていますと考えております。

末宗委員 東京も大分も余り相違はないという見解なんだけど、テレビでは、田舎と都市部でうんと差が出ると言いつたんだけどね。要するに、お金の問題じゃろうと思うんよ。最初からそういうのを知っていて、それが本当に導入される——あのね、がん治療はいろいろな方法があつて、お医者さんによって、切るのが好きな人は昔のまましたがるじゃろうし、いろんな方法があるだろうけど。やっぱりがんがよくな

れば、病気がよくなればいいわけやから、そこらあたりを日頃から、よく情報収集して、いざというときに対応できるような体制を作っていたきたいんじゃないけどね。

藤内健康づくり支援課長 そういう最新の情報の収集には今後もちろん努めていきたいと思ひます。

末宗委員 よく見といて。

藤内健康づくり支援課長 はい、分かりました。

原田委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次にまいります。

⑥の報告をお願いします。

藤丸国保医療課長 大分県医療費適正化計画（第3期）についてです。

委員会資料の19ページを御覧ください。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行ひます。

資料左上、第1章計画の策定にあつての（1）趣旨については、本計画は、高齢化の進展等に伴ひ医療費が増加している状況に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため策定するものです。（3）計画期間は、平成30年度から35年度までの6年間となっております。

次に、計画の内容につきましては、前回の委員会で御説明しましたとおり、第2章医療を取り巻く現状と課題、第3章平成35年度末までに達成すべき目標と医療費の見込み、第4章目標達成に向けた施策、第5章計画の進行管理等としております。

次に、資料の右下のパブリックコメントについて説明いたします。

（1）実施期間にありますとおり、本年1月19日から2月18日にかけて、県民から意見を募集しました。提出された意見は、（2）のとおり、全部で16件で、内訳は、県民の健康保持の推進に関するものが5件、医療の効率的な提供の推進に関するものが5件、計画の進行管理等に関するものが3件などとなっております。

また、（3）計画への反映状況は、その意見

の趣旨・内容を計画へ反映したものが、高齢者の介護予防に関するものなど4件、計画の推進にあたり留意すべきものが、医薬品の適正使用に関するものなど10件、計画に反映済みのものが2件となっております。

本日、お手元に配布させていただいています計画につきましては、今後、公表する予定でございます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

守永委員 計画本体のことからはちょっと外れるかもしれないんですけども、医薬品の適正使用に関するものになると思うんですが、ジェネリックの取扱い等で、それを進めていこうという動きがあるんですけども、余り進んでいないような話も聞くんですが、その状況をどう見ているのかなというのと、ジェネリックで患者の医療費というか、薬剤にかける費用、経費というのは落ちるのかもしれないけれども、それとあわせたときに、実態として、医療機関の収益性を見たときには、やっぱり落ちることになるのかどうかというのを情報として教えていただければ。そして、仮に、収益が落ちることにつながると、医業者の方が積極的に取り組めないという要因なのかなという気がするんですけども、それについて何か分かれば教えてください。

藤丸国保医療課長 ジェネリック、後発医薬品の使用につきましてですが、これもすみませんが、本体資料にも書いているんですが、平成29年3月、ちょうど1年前の大分県の後発医薬品の使用状況が68.8%ということになっておりまして、年々、使用の方は進んでいるという状況です。これは大分県だけの話ではなくて、全国的に見ても、だんだんと使用割合は上がってきているところになっております。

一応、計画にも書いておりますが、32年の9月までにシェアを80%以上ということで、実態の数字を見ていくと、ほぼそれに近いような実績になってきているところがございます。

それから、2点目の費用と収益の関係なんで

すが、すみません、そのところにつきましては、私どもの方ではっきりした……。

芦刈薬務室長 今のジェネリックの関係で補足をさせていただきます。

最新のデータですけれども、今ジェネリックの数量ベースで見ますと、使用割合が、最新のデータは、これが平成29年9月現在のデータが数量ベースで70.1%ということで、これ全国平均を0.5ポイント上回っております。国で閣議決定されておりますさらなる使用促進のロードマップを見ますと、31年度までに80%ということで、途中目標として、29年半ばには全国平均で70%というところで目標を定めておりますけれども、県は最初25年の数量ベースが48%でしたけれども、今は70.1%ということで、着実に使用割合は増加をしております。

それと、医療機関の経営についてですけれども、28年の診療報酬の改定、また、30年度の診療報酬の改定で、薬価そのものはかなり引下げ、その分、医療の技術料あたりは維持してということで、流れとしては、在宅医療とかジェネリック医薬品を誘導しやすいような診療報酬の改定になっております。実際的には医療機関の先生方も、ジェネリックを推進すれば、例えば処方箋料が上がったり、また、院内での使用率を高めればまた点数が加算されたりということで、使用率を高めるための、そういうふうには仕向けると言うところちょっと語弊があるのかと思うんですけども、ジェネリックを使っただいて、在宅にかじ取りをして、地域包括ケアに貢献できるような診療体制に誘導しつつあるし、また、この30年改定についても、その方向が明確に打ち出されているという状況です。

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次にまいります。

⑦の報告をお願いします。

清末高齢者福祉課長 おおいた高齢者いきいきプラン（第7期）についてです。

委員会資料の20ページをお開きください。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

初めに、計画の概要についてですが、①策定根拠にございますとおり、老人福祉法に基づく老人福祉計画であるとともに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画としての性格をあわせ持つものでございます。

次に、②計画期間については、平成30年度から32年度までの3年間となっております。これは、介護保険法により、介護保険事業支援計画が3年を1期とする計画とされていることによるものでございます。

次に、③計画の基本理念については、高齢者が生きがいを持って、健康で、安心して暮らせる地域づくりの推進～地域包括ケアシステムの深化・推進～としております。

次に、計画の内容についてですが、前回委員会で御説明しましたとおり、第1章生きがいづくりや社会参画の促進、第2章健康づくりと介護予防の推進、第3章安心して暮らせる基盤づくりの推進、第4章認知症施策等の推進としております。

次に、資料の右下のパブリックコメントについて説明いたします。

前回委員会の後、12月22日に開催した第3回大分県高齢者福祉施策推進協議会の意見を踏まえて素案を修正し、本年1月19日から2月18日にかけて県民から意見を募集しました。提出された意見は(2)にありますとおり、全部で18件あり、健康づくりと介護予防の推進等に関するものが4件、安心して暮らせる基盤づくりの推進に関するものが7件、認知症施策等の推進に関するものが5件などとなっております。

また、(3)計画への反映状況は、その意見の趣旨・内容を計画へ反映したものが、認知症サポーターの活用など4件、計画の推進にあたり留意すべきものが、各職能団体、有資格者などの活動の場の増など9件、計画に反映済みのもの等が5件となっております。

本日、お手元に配布させていただいております計画につきましては、今後、公表する予定でございます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 医療計画とか医療費適正化とか見えてきて、さきほどの部長の言葉にもありましたけれども、在宅医療を進めなければならないというお話もございました。その上で、やっぱり一番重要なのは本人とかその家族の皆さんの考え方だと思うんです。大分県は、残念ながら自宅で亡くなる率が日本一低い割合です。この中でどうするのかということです。私たちの世代なんかは、病院で死ぬのが当たり前やと思っている世代ですし、現状どうなのかというと、延命措置でパイプでつながれ、管でつながれてスパゲティ症候群になって。家族の皆さんも、点滴が必要ない時期になっているにもかかわらず、せめて先生、点滴ぐらい打ってよとかいうようなことが行われていて、命の在り方とか命の終え方とかいうのを真剣に考える時期が多分この時期じゃないのかなと、高齢者いきいきプランで。命の在り方とか終え方とかいうのを真剣に考える事業、啓発する事業なども、県下の状況を鑑みて、思い切って入れるべきじゃないのかなとは思っていますが、その辺はいかがですか。

清末高齢者福祉課長 在宅医療介護連携の中で、医療計画の中になるんですけども、看取りについては、県民の意識の啓発という形の中で入れさせていただいております。委員がおっしゃるように、これからそういう意識の啓発をまず十分しないと合意形成ができていけないというふうになっております。特に、特別養護老人ホームなどの経営者などに聞きますと、看取りの了解は家族から取っているんですけど、最終場面になると、やはり家族から医療機関に入院させてくれというような申出が多いというようなことも聞いておりますので、そういう方々への意識の啓発が今後、一番重要かなと思っております。

廣瀬医療政策課長 補足させていただきます。

事業的には、私どもの中で啓発事業を少し組ませていただいております。お手元の予算概要の在宅分、31ページの在宅医療提供体制の整備事業というのがあるんですが、その中に、フ

フォーラム事業みたいな形であります。従前までは、専門家の方々、介護ですとか医療ですとか、そういった方々を対象にしたフォーラムをやっていたんですが、もっと普及をしっかりとやろうと。この間のいろんなアンケートの中でも、やはり県民の方々のいろんな知識がなかなかないので、来年度は相談会というか、そういうのは全部混ぜ合わせて、一般の方にも来ていただいて、介護とかいろんな部分でやっぱり知識的にないかいいろいろ心配しているという方々と一緒に相談を受けられるようなフォーラムというのをあわせて、そういったものも併設してやろうかなということで、介護の専門家の方とかMSW——メディカルソーシャルワーカーの方とか、あとドクターとか、そういった方々のフォーラムと一緒に相談会をやるとい、そういった取組を広げていこうかなと思っております。

土居委員 2月に私たちは、松山市のたんぼぼクリニックといって、永井先生という在宅医療を推進している方がいらっしゃるんですけども、勉強に行きました。勉強に行ったメンバーに、福祉施設の経営に携わる方もいらっしゃって、俺は胸張って、ついの住みか、ついの住みかと言いつつやけれども、実はついの住みかになっていなくて、さきほど課長がおっしゃったように、家の人が病院に連れて行ってよと、最後やけんと言いつつ病院に連れて行ってあるんやということで反省もしていました。本当、意識のレベル、意識を変えなければならぬので大変だと思いますけれども、事業の推進をよろしく願いいたします。

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、次にまいります。

⑧から⑩までの報告をお願いします。

高橋障害福祉課長 大分県障がい福祉計画（第5期）・大分県障がい児福祉計画（第1期）についてです。

委員会資料の21ページを御覧ください。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

最初に、計画の概要について説明いたします。

資料左上の第1章計画の趣旨等にありますとおり、この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障がい者施策を総合的に進めるため、障害福祉サービス等に関する成果目標を設定し、目標を達成するための具体的な実施計画として定めるものです。

障害者総合支援法の附則に基づき、計画期間は3年間となっています。

次に、重点的に取り組む施策として、資料左の第3章1障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進や、資料右上の第4章1障がいのある子どもへの支援などを掲げています。

続きまして、パブリックコメントの状況について報告いたします。資料右下のパブリックコメントの実施結果を御覧ください。

本年1月16日から2月15日までの実施期間中に提出された意見は2件で、具体的には、障がいのある子どもの家庭への支援に関するものとして、「ペアレントプログラムの実施について、対象者を発達障がい児の保護者と限定的に記載するのではなく、多くの保護者の方々が参加できるような表現にすべきでは」といった意見などをいただき、計画に反映いたしました。

このことを踏まえ、2月20日に開催した大分県障害者施策推進協議会において、最終案の了承を得たところです。

本日、お手元に配布しております計画につきましては、今後公表する予定でございます。

いのち支える大分県自殺対策計画についてです。

委員会資料の22ページをお開きください。同じく計画本体をお配りしていますが、説明は委員会資料で行います。

最初に、計画の概要について説明いたします。資料左上の第1章計画策定の趣旨等にありますとおり、この計画は自殺対策基本法第13条第1項に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すための具体的な実施計画として定めるものです。

計画期間は6年間で、平成38年までに自殺死亡率を先進諸国水準の13.0まで減少させることを目標に掲げています。

また、資料右上の第5章のち支える自殺対策における取組については、1基本施策、2個別施策、3生きる支援関連施策の三つの施策で構成しており、全庁的に推進する自殺対策の具体的な取組を記載しております。

続きまして、パブリックコメントの状況について報告いたします。資料右下のパブリックコメントの実施結果を御覧ください。

本年1月16日から2月15日までの実施期間中に3件の御意見をいただき、そのうち、計画へ反映したものが県立精神科病院の役割に関するもの、自殺未遂者等への支援に関するものの2件。計画の推進にあたり留意すべきものが、精神・身体合併症医療の周知に関するものの1件となっています。

このことを踏まえ、2月15日に開催した、大分県自殺対策連絡協議会において、最終案の了承を得たところです。

大分県アルコール健康障がい対策推進計画についてです。

委員会資料の23ページを御覧ください。大分県アルコール健康障がい対策推進計画についてです。なお、計画の本体を配付しておりますが、説明は委員会資料に基づいて行います。

最初に、計画の概要について説明いたします。資料左上の第1章計画の策定にあたってにありますとおり、この計画は平成26年に制定されたアルコール健康障害対策基本法及び平成28年に閣議決定された同基本計画に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的として定めるものであり、計画期間は6年間となっています。

次に、資料左下の第4章達成目標及び重点課題になりますが、具体的な目標としては、生活習慣病リスクを高める量の飲酒者の減少及び未成年者や妊娠中の飲酒をなくすこと等を掲げています。

また、資料右上の第5章具体的な取組では、1発生予防、2進行予防、3再発予防といったアルコール健康障がいの各段階に応じた各種施策に、関係団体等と連携し取り組むこととしております。

続きまして、パブリックコメントの状況について報告いたします。資料右下のパブリックコメントの実施結果を御覧ください。

本年1月16日から2月15日までの実施期間中に20件の御意見をいただき、そのうち、計画へ反映したものが、相談支援の充実に関するものなど8件、計画の推進にあたり留意すべきものが、教育の推進に関するものなど6件等となっています。

このことを踏まえ、2月19日に開催した大分県アルコール健康障がい対策推進協議会において、最終案の了承を得たところです。

以上、本日、お手元に配布させていただいてますこれら3本の計画につきましては、今後公表する予定でございます。

原田委員長 以上で、説明は終わりました。

質疑、御意見があればお願いします。

土居委員 アルコールです。自助グループとか例えば断酒会とかとても有効なグループで、一人ではやめられないけれども、みんなでやめようよみたいなどころがあつてとても有効だと思うんですけども、なかなか女性が入りづらいという話をよく聞きます。女性でアルコール依存症になった方が、そういった支援してもらえるところになかなか行き着かないというところがあるんですけども、この問題にはどのようにして対応するようにしているのか、お伺いします。

高橋障害福祉課長 確かに、女性の方々がアルコール健康障がいの方が断酒会等に入りにくいという声もお伺いいたしました。この計画自体の中には、女性でアルコール健康障がいに悩んでいらっしゃる女性がどうすればいいかというのは、具体的にそこまでは書いておりませんが、断酒会の皆さん方とお話しする中で、そういった方々をなるべくお誘いする、相互に声をかけ合ってお誘いするようにしているともお伺いしております。ですから、今回こういった計画を作りましたので、こういう計画があるということを知っていただくということと、断酒会等の活動をされている皆様方に、特に女性の方々にもお声かけをし、皆さんで対応していく

ような環境づくりをお願いしたいと考えております。

衛藤副委員長 自殺対策計画についてです。非常に僭越だとは思いますが、県で作られていらっしゃると思いますので、県庁の方から自殺者が出ないように、しっかりと御対策を立てていただければと思います。特に、春の時期は精神的に非常に不安定になられて自殺される方が多いと伺いますので、その点の御対策をしっかりと要望させていただきます。

末宗委員 自殺と隣が言うたき思いついた。

自殺というか、昨年事件があって、自殺願望の方を次々と殺した事件が確かあったよね。7人くらい殺したんやなかったかなと思うんやけど、あれが、スマホとかコンピューターとかで自殺願望があるという意見を、それを目掛けて、家に呼び込んで殺人を犯した事件なんだけど、そういうことはこれに対策が書いてあるのか書いていないか分からんけど、自殺というのは本人が死ぬのやけんあれは殺人なんだけど、そういうケアをする計画というのは、この中にあるんかな、ないんかな。

高橋障害福祉課長 座間市の事件だったと思います。そういうインターネット上の自殺願望なりが出たときにどう対応するかというのは非常に難しい問題でございまして、今この計画の中に書いていることを少し紹介いたしますと、例えばインターネット上の自殺予告というようなものがあると、県警本部の方がそういったものが判明した段階で対応をしていただくようになっております。

また、いろんな有害情報、自殺関連に関するようなサイトがある場合、そういう画面が出て、管理しているようなそういうサイトがある場合については、そのサイト管理者に対して削除をするように指示を出すと、こういうのも警察で対応するようになっております。

あと、個人的に、やはり今回の事件は特に、犯人と被害者の方々が直接やり取りをし始めたというような状況がございまして、そういった状況になると、途中で対応がなかなかしづらいというようなこともあろうかと思っております。

もう一つ、この計画の中で入れておりますのは、今回の事件の対応というような意味で、国の方でSNS等を活用した相談体制はどうやるべきかというようなガイドラインを出すようになっておりますので、そのガイドラインが出ましたら、それを参考に、大分県としても対応していくというような書きぶりになっておりますけれども、一応入れております。

ですから、即解決策というのが入っているわけではございませんけれども、関係者の中でそういったものをなるべくいろんな形で、どこかでその端緒をつかんで対応できるような方策を今から検討するような形になろうかと思っております。

末宗委員 あのときの事件をテレビを見ながら私がいろいろ感じたのは、あれは何人殺されたんかな、誰か知っている人いない。（「9人」と言う者あり）9人死んだんかい。いや、9人殺されたんだけど、9人のうち、本当に自殺する人はいたのかどうか。そこら辺りの研究を、本当は分析する方が、そういう状況に対応できるのかなという気はちょっとするんだけど。自殺って、言うのは簡単だけど実行というのはなかなか難しいから。そこら辺りの分析というのはやっぱり難しいからね。あんまりできないんだろうけど、これだけSNSとかが発達してきたら、やっぱりそういう部分が、どうにか研究もできはせんかなとは思いますがね。まあ、よろしく願いますわ。

原田委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 ほかに御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔原田委員長挨拶〕

〔長谷尾福祉保健部長挨拶〕

原田委員長 ありがとうございます。

せっかくですので、今年度末で御勇退される

前田福祉保健企画課長からも、一言御挨拶をいただきたいと思います。

〔前田福祉保健企画課長挨拶〕

原田委員長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔委員外議員、福祉保健部退室〕

原田委員長 このメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

原田委員長 別にないようですので、本日の委員会がこのメンバーによる最後の委員会でありますので、一言御挨拶申し上げます。

〔原田委員長挨拶〕

原田委員長 これをもちまして、福祉保健生活環境委員会を終わります。

一年間、大変お疲れさまでした。